

第31回

町村監査委員に関する実態調査集計表

令和6年4月1日現在

熊本県町村議会議長会
熊本県町村監査委員協議会

目 次

1	監査委員調	2
2	監査委員補助職員調	6
3	監査委員費調（令和6年度当初予算）	8
4	監査委員報酬・費用弁償調（令和6年度当初予算）	10
5	令和5年度監査所要日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	14
	(1)監査所要日数総括表	14
	(2)実施していない理由	17
	(3)監査所要日数詳解	18
6	監査委員活動日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	22
7	識見監査委員の各定例会本会議（令和5年度）への出席状況等調	24
8	監査規程等制定の有無、監査年間計画作成等調	25
9	議会、住民に対する監査結果の報告方法調	27
10	議選監査委員の人選方法調	29
11	令和4年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調	30
12	令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調	34
13	令和5年度監査活動実績調（令和5年4月～令和6年3月）	40
14	令和5年度監査計画と実績	46
15	監査指摘事項の履行確保のための措置調	47
16	定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）	48
17	地方自治第199条第10項の意見提出の事例 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）	55
18	行政監査（地方自治第199条第2項）の事例 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）	56
19	特別監査の事例（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	57
20	金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況	58
21	例月出納検査に関する調	60
22	外部監査に関する調	62
23	令和5年度先進地調査の実施状況	62
24	監査手続に関する調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）	62
25	監査専門委員に関する調（法200条の2）	62
26	内部統制に関する調（法150条の2）	62
27	議会による権利放棄に関する調（法242条の10）	62
28	免責条例の制定・改廃に係る意見聴取に関する調	63
29	監査のデジタル化に関する調	63

1. 監査委員調

郡名	町村名	識 見				
		氏名	年齢	現任期	在職年月数	職業
下益城郡	美里町	大西茂	66	4. 2. 1 8. 1. 31	2.3	無職
玉名郡	玉東町	北島義文	64	4. 4. 1 8. 3. 31	2.1	無職
	和水町	有働德行	72	4. 3. 9 8. 3. 8	6.2	無職
	南関町	良田和彦	58	5. 7. 1 9. 6. 30	0.10	行政書士
	長洲町	高本茂実	73	5. 5. 20 9. 5. 19	5.0	無職
菊池郡	大津町	今村昭彦	71	3. 4. 1 7. 3. 31	3.1	無職
	菊陽町	牧野俊彦	68	6. 4. 12 10. 04. 11	4/1現在欠員	団体役職員
阿蘇郡	南小国町	石橋正寿	62	3. 4. 1 7. 3. 31	3.1	農林業
	小国町	古賀尚年	69	5. 6. 12 9. 6. 11	4.11	無職
	産山村	中村祐介	63	5. 6. 17 9. 6. 16	0.10	農林業
	高森町	吉良充展	56	4. 11. 1 8. 10. 31	1.6	会社役職員
	南阿蘇村	吉里啓文	66	3. 4. 1 7. 3. 31	3.1	住職
	西原村	河上勝彦	72	3. 4. 1 7. 3. 31	11.1	無職
上益城郡	御船町	吉川勲	74	5. 4. 12 9. 4. 11	5.1	無職
	嘉島町	蜂屋誠	70	4. 12. 11 8. 12. 10	5.5	無職
	益城町	戸塚誠司	73	4. 12. 23 8. 12. 22	5.5	会社役職員
	甲佐町	井芹雅洋	69	5. 7. 8 9. 7. 7	0.10	農林業
	山都町	志賀美枝子	76	3. 3. 29 7. 3. 28	7.2	無職
八代郡	氷川町	島田博行	76	4. 4. 1 8. 3. 31	6.1	無職
葦北郡	芦北町	井川良一	72	4. 12. 11 8. 12. 10	5.5	農林業
	津奈木町	北岡あつむ	71	5. 4. 1 9. 3. 31	1.1	無職

(令和6年4月1日現在)

			議 選					
公務員歴	常勤	2名以上選任	氏名	年齢	現任期	在職年月数	職業	選任しない
企画情報課長			高田美千子	74	4. 5. 1 8. 4. 30	2.0	無職	
町民福祉課長			吉住貞夫	74	5. 5. 9 9. 4. 29	17.0	会社役職員	
			白木 淳	48	4. 4. 22 8. 4. 15	2.1	サービス業	
健康推進課長			立山比呂志	66	4. 2. 28 8. 2. 25	2.3	土木建築業	
			福本みや子	69	5.10.25 7.10.19	0.7	無職	
県職員			佐藤真二	61	3. 3. 1 7. 2. 28	3.2	無職	
県庁職員			佐々木理美子	64	5. 5. 11 9. 5. 1	1.0	無職	
阿蘇広域行政事務組合 消防本部			井野和哉	59	5. 5. 9 9. 4. 30	5.0	農林業	
団体役職員			久野達也	67	5. 5. 10 9. 4. 30	1.0	農林業	
総務課長			渡辺裕文	74	5. 5. 2 9. 5. 1	0.11	農林業	
			佐伯金也	65	5. 4. 30 9. 4. 29	1.1	会社役職員	
農政課長			橋本 功	76	3. 3. 19 7. 3. 5	3.2	無職	
総務課長			西口義充	72	2. 9. 25 6. 9. 26	7.8	土木建築業	
税務課長			福本 悟	65	5. 5. 11 9. 4. 29	1.0	無職	
総務課長			増岡 司	73	5. 3. 11 9. 2. 28	1.2	無職	
県職員			上村幸輝	59	5. 5. 16 9. 4. 29	1.0	土木建築業	
税務課長			森田精子	71	5. 3. 1 9. 2. 28	5.2	無職	
会計係長			中村五彦	65	3.11. 5 7.10.31	2.6	農林業	
郵政局			上田健一	78	3.11. 8 7.11. 5	2.6	農林業	
総務課長			長口 隆	70	4. 4. 6 8. 3. 31	2.1	農林業	
振興課長			澤井静代	69	5. 5. 12 9. 4. 30	1.0	農林業	

1. 監査委員調

郡名	町村名	識 見				
		氏名	年齢	現任期	在職年月数	職業
球磨郡	錦町	宮田 弘	61	5. 6.12 9. 6.11	0.11	農 林 業
	あさぎり町	尾方正志	58	5. 7. 1 9. 6.30	0.10	税 理 士
	多良木町	山崎信治	64	2.12.25 6.12.24	3.5	税 理 士
	湯前町	堀江尚司	70	2.12. 1 6.11.30	3.5	税 理 士
	水上村	九万田勝志	58	5. 8.21 9. 8.20	4.9	税 理 士
	相良村	渡邊法光	69	5. 6.15 9. 6.14	8.11	農 林 業
	五木村	牛草敏憲	75	3. 5. 8 7. 5. 7	11.0	税 理 士
	山江村	豊永知満	67	4. 9. 9 8. 9. 8	1.8	農 林 業
	球磨村	日隠啓一	72	5. 9.28 9. 9.27	4.8	農 林 業
天草郡	苓北町	登本玄一	77	6. 4. 1 10. 3.31	12.1	無 職

(注)

- 1 年齢は、令和6年4月1日現在の満年齢を回答。
- 2 在職年数は、監査委員としての在職年数(通算)を回答。(令和6年4月1日も1か月在職として算入)
- 3 職業別分類は、右の分類表の区分により回答。
- 4 公務員歴には、監査委員に就任する以前に一般職、特別職に就いていた場合の最終職名を回答。兼任していた場合は、主たる職を回答。
- 5 4月1日現在欠員の場合は、在職年数欄に「4/1現在欠員」と回答し、その他の欄は4月1日以降の新任者についてすべて回答。

(令和6年4月1日現在)

			議 選					
公務員歴	常勤	2名以上選任	氏 名	年 齢	現 任 期	在職年月数	職 業	選任しない
一部事務組合 事務局長			梶原 誠二	69	5. 5.11 9. 4.22	1.0	農 林 業	
税 務 署			加賀山瑞津子	62	2. 5. 8 6. 4.30	4.0	無 職	
税 務 署			猪 原 清	65	5. 5.11 9. 4.30	1.0	無 職	
			吉 田 精 二	64	2.12. 1 6.11.25	3.5	行 政 書 士	
税 務 署			成 尾 和 英	52	5. 5.10 9. 4.30	1.0	無 職	
保健福祉課長			小 善 満 子	84	4. 5.11 7. 4.30	7.0	無 職	
税 務 署			田 山 淳 志	72	3. 8. 4 7. 8. 3	2.9	会 社 役 員	
総務課長			立 道 徹	66	5. 5.11 9. 4.29	1.0	土 木 建 築 業	
住民福祉課長			板 崎 壽 一	74	4. 5. 5 8. 5. 4	2.0	無 職	
郵便局長			廣 田 幸 英	69	5. 2. 7 9. 2. 4	1.3	水 産 業	

◎職業別分類表

職業別分類はおおむね次の区分により回答。

- 農林業・・・農業、林業、狩猟業等
- 水産業・・・漁業、水産養殖業等
- 商業・・・各種卸小売業、飲食店業、金融・保険業、不動産業等
- 工業・・・各種製造業、出版・印刷業等
- 土木建築業・・・各種土木建設、設備工事等
- 鉱業・・・石炭・亜鉛・金属等各種鉱業、採石・じゃり採取業等
- サービス業・・・旅館、理容、浴場、各種娯楽施設、各種修理業等
- 運輸通信業等・・・各種運送業、倉庫業等
- ※以上の8業種は、個人自営の場合について回答。
- 会社役職員・・・会社役員、会社勤務者(会社の業種にかかわらず)
- 団体役職員・・・政党・経済団体(農協、漁協等)文化団体等の役員、職員等
- 弁護士
- 公認会計士
- 税理士
- 無職
- ※以上の各業種に当てはまらない業種、分類不能の業種については具体的に職業名を回答。

2. 監査委員補助職員調

(令和6年4月1日現在)

郡名	町村名	職員定数 (条例)		氏名	在職 期間	専任	兼 任				事務局設置			事務局の 共同設置
		専任	兼任				専任 職名	所属課名	給与を 監査委員費 に計上(名)	給与を 他の費目に 計上(名)	条例	規程	その他	
下 益 城 郡	美里町		2	立道 誠	2.1		局長	議会事務局		2				
				野田 まや	3.1		主事	議会事務局						
玉 名 郡	玉東町	1		高瀬 伸一	2.9		局長	議会事務局		1				
	和水町		2	有働 和明	3.1		局長	議会事務局		2				
				倉掛 裕美	0.1		参事	議会事務局						
				松尾 憲成	2.1	会計年度 任用職員								
	南関町		1	福山 光明	1.1		局長	議会事務局		1				
長洲町	2		杉浦 親	0.1	局長					○				
菊 池 郡	大津町	1		荒木 啓一	3.3		局長	議会事務局		2				
				田上 雄一	2.1	書記								
				飯塚 彩菜	1.1	書記	議会事務局							
	菊陽町	1		廣田 沙織	0.1		書記	議会事務局		2				
				吉本 香奈	4.1		書記	議会事務局						
阿 蘇 郡	南小国町		2	松岡 洋	0.1		局長	議会事務局		2				
				室原 明子	7.1	会計年度 任用職員		議会事務局						
	小国町		2	橋本 弘二	1.1		局長	議会事務局		2	○			
				長 広行	0.1		次長	議会事務局						
	産山村		1	佐伯 博也	5.1		局長	議会事務局		1				
	高森町		2	緒方 久哉	1.1		局長	議会事務局		2	○			
久保田 一也				0.1		係長	議会事務局							
南阿蘇村		3	桐原 恵	2.1		局長	議会事務局		2	○				
			長野 純哉	0.1		主幹	議会事務局							
			後藤 恵	1.1	会計年度 任用職員		議会事務局							
西原村		2	海津 智子	0.1		局長	議会事務局		2					
			山北 潤平	0.1		書記	議会事務局							

2. 監査委員補助職員調

(令和6年4月1日現在)

郡名	町村名	職員定数 (条例)		氏名	在職 期間	専任	兼 任				事務局設置			事務局の 共同設置
		専任	兼任				専任 職名	所属課名	給与を 監査委員費 に計上(名)	給与を 他の費目に 計上(名)	条例	規程	その他	
上 益 城 郡	御船町			安田 哲也	4.7		局長	議会事務局		3				
				山下 史紘	1.1		次長	議会事務局						
				民長 美由紀	2.1		主査	議会事務局						
	嘉島町		2	下田 雅文	0.1		局長	議会事務局		1				
	益城町	1		遠山 伸也	1.1		局長	議会事務局		1				
				千代田 卓	1.1	書記								
	甲佐町			北野 太	0.1		局長	議会事務局		2				
				後藤 理恵子	3.1		書記	議会事務局						
	山都町	1	1	嶋田 浩幸	2.1		局長	議会事務局	1	1				
				高森 智子	1.1	書記								
八代郡	氷川町		2	山本 昭義	2.1		局長	議会事務局		2				
				三好 裕子	0.1		書記	議会事務局						
葦北郡	芦北町		1	窪田 和彦	3.1		局長	議会事務局		3	○			
				鎌田 富士夫	1.1		次長	議会事務局						
				田中 清美	0.1		書記	議会事務局						
津奈木町		1	豊田 博文	0.1		局長	議会事務局		1					
球 磨 郡	錦町		2	蓑田 和也	2.1		局長	議会事務局		2	○			
				塩井 ゆき	0.1		書記	議会事務局						
	あさぎり町		3	山本 祐二	3.1		局長	議会事務局		3				
				溝口 久志	0.1		課長補佐	議会事務局						
				豊永 亜紀	2.1		主幹	議会事務局						
	多良木町		3	金子 めぐみ	1.1		係長	議会事務局	1					
	湯前町		2	赤池 昌信	2.1		局長	議会事務局		2				
				中山 政人	1.1		主事	議会事務局						
	水上村		1	加藤 康	4.0		局長	議会事務局		1				
	相良村		2	和田 耕	4.1		局長	議会事務局	1	1	○			
高山 沙織				3.2		書記	議会事務局							
五木村		1	木野 徹也	0.1		局長	議会事務局		1					
山江村	1		山口 明	3.1		局長	議会事務局		1					
球磨村		1	假屋 昌子	2.1		局長	議会事務局		1					
天草郡	苓北町		2	松本 康秀	1.1		局長	議会事務局		2	○			
				岩崎 えり奈	0.1		書記	議会事務局						
合計		7 町村	23 町村	57人		5 町村	30 町村	議会事務局 30町村 52人	3 町村	29 町村	8 町村	0 町村	0 町村	0 町村
		8 人	41 人			5 人	52 人		3 人	49 人				

3. 監査委員費調 (令和6年度当初予算)

郡名	町村名	報酬	職員 給与費 (給料、 職員手当等、 共済費の合計)	旅費	需用費	役務費	使用料 及び 賃借料
下城 益郡	美里町	466	51	360	10	4	5
玉 名 郡	玉東町	648		340	17		
	和水町	1,465		419	8		
	南関町	936		329	7		
	長洲町	1,649	7,965	381	53		
菊 池 郡	大津町	1,151	8,731	558	96		
	菊陽町	767	39	577	37		
阿 蘇 郡	南小国町	560		470	72		
	小国町	530		625	52	3	25
	産山村	360		300	40		
	高森町	661		306	188		3
	南阿蘇村	530		415	64		23
	西原村	395		459	30	20	5
上 益 城 郡	御船町	1,104		391	346		4
	嘉島町	792		564	24		
	益城町	1,176	6,611	686	64		
	甲佐町	733		430	12		
	山都町	1,134	7,062	571	30		10
八代 郡	氷川町	801		496	16		
葦 北 郡	芦北町	780		457	15		4
	津奈木町	592		348	5		3
球 磨 郡	錦町	725		460	28		4
	あさぎり町	1,300	24	520	34		
	多良木町	1,134	7,992	532	60		17
	湯前町	613		695	56		4
	水上村	534		632	104		47
	相良村	755	7,377	392			
	五木村	720		437	364	30	4
	山江村	593		424	84		20
	球磨村	457		316	8		
天草 郡	苓北町	665		572	49	2	
町村数		31	9	31	30	5	15
合計		24,726	45,852	14,462	1,973	59	178
平均		797.6	5,094.7	466.5	65.8	11.8	11.9

(単位：千円)

備品 購入費	負担金・補助 及 交付金	その他	具体名	計 (A)	令和5年度 最終予算額 (B)	増減 (A) - (B)	町村名
	60			956	918	38	美里町
	130			1,135	1,050	85	玉東町
	130			2,022	2,000	22	和水町
	130			1,402	1,318	84	南関町
	130			10,178	10,199	△ 21	長洲町
	64			10,600	10,046	554	大津町
59	52			1,531	1,431	100	菊陽町
	102			1,204	954	250	南小国町
	262			1,497	1,387	110	小国町
	110			810	810	0	産山村
	118			1,276	997	279	高森町
	114			1,146	1,040	106	南阿蘇村
	114			1,023	1,019	4	西原村
	89			1,934	2,028	△ 94	御船町
	73			1,453	1,448	5	嘉島町
	85			8,622	8,717	△ 95	益城町
	73			1,248	1,015	233	甲佐町
	85			8,892	8,663	229	山都町
	84			1,397	1,221	176	氷川町
	64			1,320	1,250	70	芦北町
215	64			1,227	1,008	219	津奈木町
	120			1,337	1,158	179	錦町
	72			1,950	1,469	481	あさぎり町
	115			9,850	9,872	△ 22	多良木町
	72			1,440	1,204	236	湯前町
	60			1,377	1,359	18	水上村
	104			8,628	7,753	875	相良村
	140			1,695	1,622	73	五木村
	60			1,181	1,099	82	山江村
	72			853	835	18	球磨村
	86			1,374	1,271	103	苓北町
2	31		0	31	31	31	町村数
274	3,034		0	90,558	86,161	4,397	合計
-	97.9		-	2,921.2	2,779.4	142	平均

4. 監査委員報酬・費用弁償調 (令和6年度当初予算)

郡名	町村名	報 酬			代 表		
		議 選			議 選		
		年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
下益城郡	美里町	270,000			196,000		
玉名郡	玉東町		(4時間未満の場合は半額)	7,500		(4時間未満の場合は半額)	6,900
	和水町			7,500			6,900
	南関町			7,500			6,900
	長洲町			7,500			6,900
菊池郡	大津町			7,100			7,100
	菊陽町			7,100			7,100
阿蘇郡	南小国町			6,000			5,200
	小国町	300,000			230,000		
	産山村	200,000			160,000		
	高森町			6,400	213,000		
	南阿蘇村	300,000			230,000		
	西原村	230,000			165,000		
上益城郡	御船町			7,300			7,100
	嘉島町			6,600			6,600
	益城町			7,400			7,100
	甲佐町			7,000			6,800

(単位：円)

費			用			弁			償		
町 村 内			町 村 外 (県 内)			町 村 外 (県 外)					
車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料
	1日2,100 半日1,050		37/km 他実費	1日2,400 半日1,200 (半日は往復20km の地域)	11,800	37/km 他実費	1日2,400 半日1,200 (半日は往復20kmの 地域)	甲 13,100 乙 11,800			
	1,100		37/km または実費	2,200	9,800	37/km または実費	2,200	甲10,900 乙 9,800			
37/km	1,000		37/km	2,200 (荒尾玉名地域 及び山鹿地域は 定額の1/2)	9,800	37/km	2,200	甲 10,900 乙 9,200			
37/km	600		37/km	1,800		37/km	1,800	甲 11,100 乙 10,000			
	500		37/km	管内 1,100 管外 2,200	9,800	37/km	甲 3,000 乙 2,200	甲 10,900 乙 9,800			
	2,200		37円/km または実費	2,200	10,900	37円/km または実費	2,200	10,900			
	2,200		37円/km	2,200	10,900	37円/km	2,200	10,900			
	1,000		35/km	1,000	10,000	35/km	1,000	12,000			
30/km	2,000	10,000	30/km	2,000 (国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、熊本市以遠の地に日帰りで出張をする場合の日当は、10割増とする。)	10,000	30/km	2,000 (九州以外(沖縄県を除く)に航空機を利用する場合に支給。国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに土曜日、日曜日並びに1月2日、3日、12月29日、30日及び31日に、日帰りで出張をする場合の日当は、10割増とする。)	12,000			
30/km	1,000		30/km	1,000	10,000 (大分県竹田市は、 県内とみなす)	30円/km	1,000	12,000 (大分県竹田市は、 県内とみなす)			
			37/km	1,000 (阿蘇都市全域、 大津町、山都町は 支給なし)	11,000	実費	2,600 (大分県竹田市、宮崎県 高千穂町及び五ヶ瀬町は 支給なし)	12,000			
	2,000		30/km	2,000	10,000	30/km (航空券運賃の算出 はバック料金から 8,000円を控除した 額とみなす)	2,500	12,000			
	2,200		37/km または実費	2,200	11,000	37/km または実費	2,200	12,000			
37/km			37/km	1,900 (宿泊を伴う場合 のみ支給)	12,000	37/km	1,900 (宿泊を伴う場合 のみ支給)	甲 13,000 乙 12,000			
	2,200		37/km	2,200	13,000	37/km	2,200	甲 14,000 乙 13,000			
	2,200		37/km	2,200	12,000	条例による	2,200	甲 13,000 乙 12,000			
	1,500		37/km または実費	1,500	12,000	37/km または実費	1,500	甲13,000 乙12,000			

4. 監査委員報酬・費用弁償調 (令和6年度当初予算)

郡名	町村名	報 酬			選 任		
		代 表			議 決		
		年 額	月 額	日 額	年 額	月 額	日 額
上益城郡	山都町			7,000			6,900
八代郡	氷川町			7,800			6,300
葦北郡	芦北町			7,900			6,100
	津奈木町			8,800			6,000
球磨郡	錦町			6,800			5,800
	あさぎり町			12,000			5,800
	多良木町			12,000			6,000
	湯前町			12,000			5,300
	水上村			12,000			5,800
	相良村			7,000			5,400
	五木村			12,000			6,000
	山江村			10,000			5,800
	球磨村			7,000			6,000
天草郡	苓北町		(半日4,500)	8,400		(半日4,000)	7,400
町 村 数		5町村		26町村	6町村		25町村
平 均		260,000		8,292	199,000		6,368
最 高		300,000		12,000	230,000		7,400
最 低		200,000		6,000	160,000		5,200

(単位：円)

費			用			弁			償		
町 村 内			町 村 外 (県 内)			町 村 外 (県 外)					
車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料	車 賃	日 当	宿 泊 料
37円/km (片道2km以上 で支給)	1,100		37/km	2,200 (上益城郡内、 美里町、高森町 は1,100)	12,000	37/km	2,200 (宮崎県 五ヶ瀬町は1,100)	甲 13,000 乙 12,000			
	950		37/km	1,150		37/km	2,300	甲 11,900 乙 10,800			
37/km	500		37/km	1,100	11,800	37/km	2,200	甲 13,100 乙 11,800			
(公用車使用の場合 1,000円支給)	500		37/km (公用車使用の場合 1,000円支給)	2,000	10,900	37/km (公用車使用の場合 1,000円支給)	2,000	10,900			
37/km	1,000 (4時間以内500 円)		37/km	1,000 (4時間以内500 円)	10,000	37/km	1,000 (4時間以内500円)	13,000			
37/km	1,100		37/km	2,200	10,000 (政令指定都市 13,000円)	37/km	2,200	12,000 (東京都及び 政令指定都市 13,000円)			
37/km	1,500	7,000	37/km	1,500	12,000	37/km	九州 1,500 九州外 2,000	九州 13,000 九州外 14,000			
	1,600		実費 (球磨地域 振興局管外は 1,500円、 熊本市は 3,000円を 加算)	1,600 (宿泊を伴う 場合は 1日当たり 2,000円 を加算)	実費 (10,000円を 上限とする)	実費 (県庁所在地 3,000円 東京都及び 政令指定都市 5,000円 を加算)	1,600 (宿泊を伴う 場合は 1日当たり 2,000円 を加算)	実費 (東京都及び 政令指定都市 14,000円を 上限とする その他 12,000円を 上限とする)			
実費	1,700	実費	実費	1,800	10,000	実費	1,800	12,000 (東京都は 14,000円)			
	1,200	5,000	20/km または実費(球磨 郡、人吉市を除 く)	1,200	10,000	20/km または実費(球磨 郡、人吉市を除 く)	1,200	12,000			
			30/km または実費 (原則公用車 使用)	1,500~ 2,100	10,000	30/km または実費 (原則公用車 使用)	2,500~ 3,100	12,000			
	1,700		30/km	2,000	11,000	30/km	2,200	13,000			
37/km	1,000	6,000	37/km	1,000	10,000	37/km	1,000	12,000			
	1,000		37/km	2,000	10,300	37/km	2,000	甲 11,500 乙 10,300			

5. 令和5年度監査所要日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(1) 監査所要日数総括表

郡名	町村名	一般監査								出納検査				特別監査									
		定期監査		随時監査		財政的 援助団体等		行政監査		例月		随時		直接請求		議会請求		請願措置		長の要求		共同設置 機関	
		回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数
下益城郡	美里町	1	11			1	1			12	12												
玉名郡	玉東町	1	11			1	4			12	12												
	和水町	1	10			1	3	1	10	12	24												
	南関町	2	23			1	2			12	14												
	長洲町	2	37			1	2			12	36												
菊池郡	大津町	1	20			1	3			12	14												
	菊陽町	1	13	1	1					12	15												
阿蘇郡	南小国町	1	10	1	12	1	3			12	12												
	小国町	1	7			1	5			12	12												
	産山村	1	1			1	1			12	12	1	1										
	高森町	2	9			1	1			12	12												
	南阿蘇村	1	2							12	12												
	西原村	1	5	1	1					12	12												
上益城郡	御船町	1	11					1	11	12	26												
	嘉島町	1	8	1	5	1	1			12	12												
	益城町	1	9					1	9	12	26												
	甲佐町	1	6							12	25												
	山都町	1	15			1	2			12	24												
八代郡	氷川町	1	6	1	5	1	4	1	6	12	12												

決算審査		財政健全化法による審査		指定金関係 指融機		基金運用 基金状況		住民 請求		職員の 賠償責任		その他			合計			町村名
件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	具体名	回数	件数	日数	
8	12	8	1			1	1								14	17	38	美里町
8	8	8	2			14	1								14	30	38	玉東町
11	4	6	4			19	1								15	36	56	和水町
7	8	7	2			1	1								15	15	50	南関町
6	6	6	1			11	1								15	23	83	長洲町
8	16	8	1			1	1								14	17	55	大津町
8	15	7	1			1	1								14	16	46	菊陽町
8	6	5	1			18	12								15	31	56	南小国町
7	10	7	1			2	1	1	4						14	17	40	小国町
8	3	8	1			1	1								15	17	20	産山村
7	1	7	1			19	1								15	33	25	高森町
8	5	4	1			1	1	1	4						13	14	25	南阿蘇村
8	8	8	1			4	13								14	20	40	西原村
8	9	8	1			1	1								14	17	59	御船町
7	18	7	1			1	1								15	15	46	嘉島町
6	8	6	1			13	1								14	25	54	益城町
5	8	5	1			1	1								13	11	41	甲佐町
8	10	8	1			13	1								14	29	53	山都町
6	6	1	1			12	1								16	19	41	氷川町

5. 令和5年度監査所要日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

(1) 監査所要日数総括表

郡名	町村名	一般監査								出納検査				特別監査										
		定期監査		随時監査		財政的 援助団体等		行政監査		例月		随時		直接請求		議会請求		請願措置		長の要求		共同設置 機関		
		回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	回数	日数	
葦北郡	芦北町	1	22			1	4			12	12													
	津奈木町	1	4							12	12													
球磨郡	錦町	1	3	3	3	1	1			12	24													
	あさぎり町	1	7			1	1			12	24													
	多良木町	1	7			2	4			12	24													
	湯前町	1	5			2	2			12	14													
	水上村	1	4							12	12													
	相良村	1	4	1	2	1	1			12	24													
	五木村	1	1							12	12													
	山江村	1	3							12	16													
	球磨村	1	4	1	2	1	1			12	12													
天草郡	苓北町	1	5							12	14													
町村数		31	31	8	8	20	20	4	4	31	31	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平均		1.1	9.1	1.3	3.9	1.1	2.3	1.0	9.0	12.0	16.9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
最多・最長		2	37	3	12	2	5	1	11	12	36	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
最少・最短		1	1	1	1	1	1	1	6	12	12	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注)

- 1 各項目を同時に行った場合でも、所要日数をそれぞれの項目に回答。
- 2 各項目の監査所要日数は1日以上として回答。（例えば、監査を半日行った場合でも1日とする。）
- 3 定期監査の回数は、実施時期の回数ではなく、監査対象を全て行った場合を1回とする。
- 4 財政的援助団体等の監査の回数は、団体や事業の数ではなく実施時期の回数を回答。
- 5 随時検査は、制度としてはないが、実際に行った場合、回答。

決算審査		財政健全化法による審査		指定金関 融機		基金運 用状		住 民 請 求		職 員 の 償 責		そ の 他			合 計			町村名
件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	件 数	日 数	具 体 名	回 数	件 数	日 数	
10	7	10	1			1	1								14	21	47	芦北町
7	10	7	1			1	1								13	15	28	津奈木町
6	9	3	2			3	2								17	12	44	錦町
8	8	2	1			14	1								14	24	42	あさぎり町
8	9	8	1			3	1								15	19	46	多良木町
6	4	3	1			1	1								15	10	27	湯前町
9	4	9	1			20	1								13	38	22	水上村
6	8	3	1			12	1								15	21	41	相良村
10	8	3	1			16	2								13	29	24	五木村
7	7	1	1			1	1								13	9	28	山江村
5	6	2	1			14	1								15	21	27	球磨村
11	4	6	1			19	1								13	36	25	苓北町
31	31	31	31	0	0	31	31	2	2	0	0	0	0		31	31	31	町村数
7.6	7.9	5.8	1.2	-	-	7.7	1.8	1.0	4.0	-	-	-	-		14.3	21.2	40.9	平均
11	18	10	4	0	0	20	13	1	4	0	0	0	0		17	38	83	最多・最長
5	1	1	1	0	0	1	1	1	4	0	0	0	0		13	9	20	最小・最短

6 決算審査の件数は、審査した決算の合計件数を回答。

7 財政健全化法による審査の件数は、審査した会計の数を回答。

(2) 実施していない理由(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

定期監査、財政健全化法による審査等、例月出納検査、決算審査、基金運用状況審査について該当町村なし。

(3) 監査所要日数詳解（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

郡名	町村名	例 月 出 納 検 査						定 期				
		年 間 総 日 数	月 平 均 日 数	最 長 日 数	証 拠 書 類 の 検 査	調 書 の 様 式		年 間 総 日 数	実 施 要 領		実 施	
						(様式の決定者)			無	1ヶ月 集中		2ヶ月 以上分散
						監査委員	会計管理者					
下益城郡	美里町	12	1.0	1	○		○		11		○	○
玉名郡	玉東町	12	1.0	1	○		○		11	○		○
	和水町	24	2.0	2	○	○			10		○	○
	南関町	14	1.2	2	○		○		23		○	○
	長洲町	36	3.0	3	○	○			37		○	○
菊池郡	大津町	14	1.2	2	○		○		20		○	○
	菊陽町	15	1.3	2	○		○		13	○		
阿蘇郡	南小国町	12	1.0	1	○		○		10	○		○
	小国町	12	1.0	1	○	○			7	○		○
	産山村	12	1.0	1	○		○		1	○		○
	高森町	12	1.0	1	○	○			9		○	○
	南阿蘇村	12	1.0	1	○		○		2	○		○
	西原村	12	1.0	1	○		○		5	○		○
上益城郡	御船町	26	2.2	3	○	○			11	○		○
	嘉島町	12	1.0	1	○	○			8	○		○
	益城町	26	2.2	3	○		○		9		○	○

監 査			決 算 審 査				財政的援助団体等の監査			町 村 名	
結 果	調 書 の 様 式		一 般 ・ 特 別 会 計		企 業 会 計		回 数	件 数	日 数		
部 課 一 部 の み 実 施	(様式の決定者)		無	件 数	日 数	件 数					日 数
	監査委員	会計管理者									
		○		8	12			1	1	1	美里町
	○			8	8			1	5	4	玉東町
	○			10	3	1	1	1	5	3	和水町
	○			6	7	1	1	1	4	2	南関町
	○			4	4	2	4	1	5	2	長洲町
	○			5	15	3	1	1	6	3	大津町
○	○			7	15	1	1				菊陽町
	○			8	6			1	13	3	南小国町
	○			6	10	1	1	1	9	5	小国町
	○			8	3			1	1	1	産山村
	○			7	1			1	1	1	高森町
	○			7	4	1	1				南阿蘇村
	○			7	7	1	1				西原村
	○			7	9	1	1				御船町
	○			5	16	2	2	1	2	1	嘉島町
	○			4	7	2	1				益城町

(3) 監査所要日数詳解（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

郡 名	町 村 名	例 月 出 納 検 査						定 期				
		年 間 総 日 数	月 平 均 日 数	最 長 月 数	証 拠 書 類 の 検 査	調 書 の 様 式		年 間 総 日 数	実 施 要 領		実 施	
						(様式の決定者)			無	1ヶ月 集中		2ヶ月 以上分散
						監査委員	会計管理者					
上 益 城 郡	甲 佐 町	25	2.1	3	○	○		6	○		○	
	山 都 町	24	2.0	2	○		○	15		○	○	
八 代 郡	氷 川 町	12	1.0	1	○		○	6	○		○	
葦 北 郡	芦 北 町	12	1.0	1	○	○		22		○	○	
	津 奈 木 町	12	1.0	1	○		○	4	○		○	
球 磨 郡	錦 町	24	2.0	2	○		○	3	○		○	
	あ さ ぎ り 町	24	2.0	2	○		○	7	○		○	
	多 良 木 町	24	2.0	2	○		○	7	○		○	
	湯 前 町	14	1.2	2	○		○	5	○		○	
	水 上 村	12	1.0	1	○		○	4	○		○	
	相 良 村	24	2.0	2	○		○	4	○		○	
	五 木 村	12	1.0	1	○		○	1	○			
	山 江 村	16	1.3	2	○		○	3	○		○	
	球 磨 村	12	1.0	1	○	○		4	○		○	
天 草 郡	荅 北 町	14	1.2	2	○	○		5	○		○	
町 村 数		31	31	31	31	10	20	1	31	22	9	29
平 均		16.9	1.4	1.6				9.1				
最 多 ・ 最 長		36	3.0	3				37				
最 少 ・ 最 短		12	1.0	1				1				

監 査			決 算 審 査				財政的援助団体等の監査			町 村 名	
結 果	調 書 の 様 式		一 般 ・ 特 別 会 計		企 業 会 計		回 数	件 数	日 数		
部 課 一 部 の み 実 施	(様式の決定者)		無	件 数	日 数	件 数					日 数
	監査委員	会計管理者									
	○			4	7	1	1				甲 佐 町
	○			6	9	2	1	1	6	2	山 都 町
	○			6	6			1	1	4	氷 川 町
	○			9	7	1	1	1	9	4	芦 北 町
	○			7	10						津 奈 木 町
			○	5	8	1	1	1	2	1	錦 町
	○			6	7	2	1	1	2	1	あ さ ぎ り 町
	○			7	8	1	1	2	7	4	多 良 木 町
	○			5	3	1	1	2	67	2	湯 前 町
	○			9	4						水 上 村
	○			6	8			1	1	1	相 良 村
○			○	8	7	2	1				五 木 村
	○			7	7						山 江 村
	○			5	6			1	4	1	球 磨 村
	○			11	4						苓 北 町
2	28	1	2	31	31	19	19	20	20	20	町 村 数
				6.7	7.4	1.4	1.2	1.1	7.6	2.3	平 均
				11	16	3	4	2	67	5	最 多 ・ 最 長
				4	1	1	1	1	1	1	最 小 ・ 最 短

6. 監査委員活動日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：日）

郡名	町村名	監査所要 日数		庶務処理 等 登庁日数		議会出席				視察 研修会		公共団体 等への 会合出席		そ の 他			合計	
		代表	議選	代表	議選	本会議		委員会		代表	議選	代表	議選	代表	議選	具 体 名	代表	議選
						代表	議選	代表	議選									
下 益 城 郡	美里町	37	37	1	1					3	6			2	2	佐俣の湯・ まちづくり公社	43	46
玉 名 郡	玉東町	34	26	28		1				4	4	1	1				68	31
	和水町	56	52	1	1	1				2	2	3	3				63	58
	南関町	50	50	7	7					2	2	3	3				62	62
	長洲町	82	76	1	1	13				5	2	5	2				106	81
菊 池 郡	大津町	52	51	1	1	1				4	4	4	2				62	58
	菊陽町	43	41	2	2	1					2						46	45
阿 蘇 郡	南小国町	42	42	2	1	1				4	4			2	2	阿蘇郡総会	51	49
	小国町	36	36	3	3	1				4	4	2	2	4	1	住民監査請求	50	46
	産山村	15				1				5	5						21	5
	高森町	19	20	2	2	3	3			2	2	2	4				28	31
	南阿蘇村	25	25			1				7	7						33	32
	西原村	24	24	3	3	2				5	5						34	32
上 益 城 郡	御船町	59	59	2	2	17				6	6	4	3				88	70
	嘉島町	39	24	24		10				4	4	4	3				81	31
	益城町	45	43	8	8	6				4	4	2	1				65	56
	甲佐町	37	34	1	1	7				5	4						50	39
	山都町	52	52	12	12	14				6	6	5	3				89	73
八 代 郡	氷川町	38	38	1	1	11				3	3	3					56	42

6. 監査委員活動日数調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

（単位：日）

郡名	町村名	監査所要日数		庶務処理等 登庁日数		議会出席				視察 研修会		公共団体 等への 会合出席		その他			合計	
		代表	議選	代表	議選	本会議		委員会		代表	議選	代表	議選	代表	議選	具 体 名	代表	議選
						代表	議選	代表	議選									
葦北郡	芦北町	45	45							6	5	3				54	50	
	津奈木町	27	27							5	5			1	監事会	33	32	
球磨郡	錦町	44	44	10	10	1				5	5	3	1			63	60	
	あさぎり町	42	41			1	1			5	3	5	1	1	1	決算審査講評	54	47
	多良木町	47	47	4	4					5	5	7	4	6	6	監査講評、報告会	69	66
	湯前町	25	25							4	4			2	2	・協議会総会 ・定期監査意見調整	31	31
	水上村	20	20							5	5	3	3				28	28
	相良村	39	39			1				6	4	3					49	43
	五木村	24	24							2	2			3		県協議会理事会	29	26
	山江村	25	25			4				4	4			2	2	郡協議会会議等	35	31
	球磨村	24	24			1				5	5						30	29
天草郡	苓北町	25	25	3	3	2		2	2	11	9	6	2	2	2	行政視察対応	51	43
町村数		31	30	20	18	23	2	1	1	30	31	19	16	10	8	10	31	31
平均		37.8	37.2	5.8	3.5	4.4	—	2.0	2.0	4.6	4.3	3.6	2.4	2.5	2.3	0.0	52.3	44.3
最長		82	76	28	12	17	3	2	2	11	9	7	4	6	6	0	106	81
最短		15	20	1	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1	1	0	21	5

（注）

- 1 各項目を同時に行った場合も、所要日数をそれぞれの項目に回答。
- 2 議員選出監査委員の議会出席の本会議欄は、地方自治法第121条による説明員として出席した場合のみの日数を回答。委員会欄は、監査委員として出席要求があり、出席した日数を回答。
- 3 その他の欄は 各項目のほか広く監査委員としての業務を行った日数を回答

7. 識見監査委員の各定例会本会議（令和5年度）への出席状況等調

郡名	町村名	議会から出席要求を受けて出席				出席要求は受けないが慣例により出席				議場内の監査委員席	
		6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	指定席	特になし
下城益郡	美里町										○
玉名郡	玉東町		○							○	
	和水町		○							○	
	南関町										○
	長洲町	○	○	○	○					○	
菊池郡	大津町		○							○	
	菊陽町		○								○
阿蘇郡	南小国町		○							○	
	小国町		○							○	
	産山村		○							○	
	高森町		○							○	
	南阿蘇村		○								○
	西原村		○							○	
上益城郡	御船町	○	○	○	○					○	
	嘉島町	○	○	○	○					○	
	益城町		○		○					○	
	甲佐町		○		○					○	
	山都町	○	○	○	○					○	
八代郡	氷川町	○	○	○	○					○	
葦北郡	芦北町									○	
	津奈木町										○
球磨郡	錦町		○							○	
	あさぎり町		○							○	
	多良木町										○
	湯前町										○
	水上村									○	
	相良村		○							○	
	五木村										○
	山江村		○		○					○	
球磨村		○							○		
天草郡	苓北町		○	○						○	
合計		5	23	6	8	0	0	0	0	23	8

8. 監査規程等制定の有無、監査年間計画作成等調

郡名	町村名	監査規程		処務規程		公印規程		専用事務室		令和6年度 監査計画		工事監査等 の外部委託		監査基準の 例規集への 掲載	
		有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無	有	無
下城 益郡	美里町		○		○	○			○			○			○
玉名 郡	玉東町	○		○			○	○		○			○		○
	和水町		○	○		○		○		○			○	○	
	南関町	○		○		○		○		○			○		○
	長洲町	○		○		○		○		○			○		○
菊池 郡	大津町		○	○		○			○		○			○	
	菊陽町	○		○		○		○		○			○		○
阿蘇 郡	南小国町	○		○		○			○		○			○	
	小国町	○		○		○		○		○			○		○
	産山村	○			○		○		○				○		
	高森町	○		○		○		○		○			○		○
	南阿蘇村	○		○		○			○				○		○
	西原村		○	○		○		○		○			○		○
上益 城郡	御船町	○			○	○		○		○			○		○
	嘉島町	○		○		○		○		○			○		○
	益城町	○		○		○			○				○		○
	甲佐町	○			○	○		○		○			○	○	
	山都町	○			○	○		○		○			○		○
八代 郡	氷川町		○	○		○		○		○			○		
葦北 郡	芦北町		○		○	○		○		○			○		○
	津奈木町	○			○	○		○		○			○		○
	錦町	○			○		○		○				○		○
球磨 郡	あさぎり町	○			○	○		○		○			○		○
	多良木町		○		○		○	○		○			○		○
	湯前町		○	○		○			○				○		○
	水上村		○		○	○		○		○			○		○
	相良村		○	○		○		○		○			○		○
	五木村	○		○		○		○		○			○		○
	山江村	○		○		○		○		○			○		○
	球磨村		○		○		○			○			○		○
	天草 郡	苓北町	○		○		○		○		○			○	
合計	20	11	19	12	26	5	22	9	31	0	0	31	13	18	

(注) 工事監査等の外部委託は、地方自治法第252条の27による外部監査契約ではなく制度としてはないが、直接請求による監査、議会の要求による監査及び定期監査等を行うについて、監査の性質上、土木、建築等の専門的知識が必要な場合に当該工事の調査等を民間団体等に対し外部委託している場合該当。

監査基準制定方法				令和5年度監査計画の変更		勧告の実施の有無 (法第199条第11項)			町村名
総務大臣が示す指針と同一の基準	総務大臣が示す指針を踏まえて変更した監査基準(変更箇所)	既存監査基準を監査基準として位置づけ	監査基準の策定無し(理由)	有	無	有		無	
						事由	理由		
○					○			○	美里町
○					○			○	玉東町
○					○			○	和水町
○					○			○	南関町
○					○			○	長洲町
○					○			○	大津町
○					○			○	菊陽町
○					○			○	南小国町
○					○			○	小国町
○					○			○	産山村
○					○			○	高森町
○					○			○	南阿蘇村
○					○			○	西原村
○					○			○	御船町
○					○			○	嘉島町
○					○			○	益城町
○					○			○	甲佐町
○					○			○	山都町
○					○			○	氷川町
○					○			○	芦北町
○					○			○	津奈木町
○					○			○	錦町
○					○			○	あさぎり町
○					○			○	多良木町
○					○			○	湯前町
○					○			○	水上村
○					○			○	相良村
○					○			○	五木村
○					○			○	山江村
○					○			○	球磨村
○					○			○	苓北町
31	0	0	0	0	31	0		31	合計

9. 議会・住民に対する監査結果の報告方法調

郡名	町村名	議 会 へ の 報 告												
		定 期			例 月			決 算						
		文書のみ	文書と併せて 口頭報告		その他	文書のみ	文書と併せて 口頭報告		その他	文書のみ	文書と併せて 口頭報告		その他	
識見	議選		識見	議選			識見	議選						
下城益郡	美里町			○				○					○	
玉名郡	玉東町		○				○						○	
	和水町	○					○				○			
	南関町	○					○				○			
	長洲町	○					○				○			
菊池郡	大津町	○					○					○		
	菊陽町	○					○					○		
阿蘇郡	南小国町	○					○					○		
	小国町	○					○					○		
	産山村	○					○					○		
	高森町			○					○			○		
	南阿蘇村	○					○					○		
	西原村	○					○					○		
上益城郡	御船町		○				○					○		
	嘉島町	○					○					○		
	益城町	○					○					○		
	甲佐町	○					○					○		
	山都町	○					○					○		
八代郡	氷川町	○					○					○	○	
葦北郡	芦北町	○					○				○			
	津奈木町	○					○				○			
球磨郡	錦町	○					○				○			
	あさぎり町	○					○					○		
	多良木町	○					○				○			
	湯前町	○					○				○			
	水上村	○					○					○		
	相良村	○					○					○		
	五木村			○					○				○	
	山江村	○					○				○			
球磨村	○							○			○			
天草郡	苓北町		○				○					○		
合 計		25	3	3	0	27	0	4	0	9	20	3	0	

(複数回答)

住 民 へ の 報 告						町 村 名
有					無	
議会広報	町(村)広報	掲示板	ホームページ	その他		
		○				美里町
					○	玉東町
		○				和水町
		○				南関町
		○				長洲町
		○	○			大津町
	○	○	○			菊陽町
○						南小国町
		○				小国町
○						産山村
		○				高森町
○	○	○	○			南阿蘇村
○						西原村
		○	○	情報開示コーナー		御船町
		○				嘉島町
		○				益城町
		○				甲佐町
		○				山都町
		○				氷川町
		○				芦北町
		○				津奈木町
		○				錦町
		○				あさぎり町
○		○	○			多良木町
		○				湯前町
					○	水上村
		○				相良村
○						五木村
○			○			山江村
○						球磨村
		○				苓北町
8	2	23	6	1	2	合計

10. 議選監査委員の人選方法調

郡名	町村名	議会に一任	長と議会で相談	長限りで決めた
下城益郡	美里町	○		
玉名郡	玉東町	○		
	和水町	○		
	南関町	○		
	長洲町		○	
菊池郡	大津町	○		
	菊陽町	○		
阿蘇郡	南小国町	○		
	小国町	○		
	産山村	○		
	高森町		○	
	南阿蘇村	○		
	西原村		○	
上益城郡	御船町	○		
	嘉島町			○
	益城町	○		
	甲佐町	○		
	山都町			○
八代郡	氷川町	○		
葦北郡	芦北町		○	
	津奈木町		○	
球磨郡	錦町	○		
	あさぎり町	○		
	多良木町	○		
	湯前町	○		
	水上村	○		
	相良村	○		
	五木村	○		
	山江村	○		
球磨村	○			
天草郡	苓北町	○		
合計		24	5	2

(注) 監査委員の選任は長の権限であるが(地方自治法第196条第1項)、人選の具体的方法を回答。

11. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

郡名	町村名	会計管理者が 決算を町村長に 提出した日(A)	町村長が監査 委員に決算を 送付した日(B)	(A)から(B) までの期間 日数(→)	監査委員の決算審査			決算審査意見書 を町村長に提出 した日(E)
					開 始 (C)	終 了 (D)	実質審査日数	
下益城郡	美里町	7月20日	7月20日	0	7月20日	8月17日	12	8月18日
玉名郡	玉東町	8月21日	8月21日	0	8月21日	8月30日	8	8月31日
	和水町	7月19日	7月20日	1	8月1日	8月4日	4	8月16日
	南関町	7月28日	7月31日	3	8月1日	8月16日	9	8月18日
	長洲町	6月20日	8月1日	42	8月7日	8月24日	5	8月29日
菊池郡	大津町	6月24日	6月30日	6	7月12日	8月29日	16	8月29日
	菊陽町	7月6日	7月6日	0	7月10日	8月10日	15	8月24日
阿蘇郡	南小国町	7月16日	7月24日	8	8月2日	8月29日	6	9月1日
	小国町	6月16日	6月19日	3	6月20日	7月10日	10	8月29日
	産山村	8月15日	8月17日	2	8月17日	8月23日	3	9月7日
	高森町	7月21日	7月25日	4	8月21日	9月1日	9	9月4日
	南阿蘇村	7月13日	7月13日	0	7月18日	7月25日	5	8月10日
	西原村	7月6日	7月12日	6	7月12日	7月27日	6	8月9日
上益城郡	御船町	7月24日	7月24日	0	7月24日	8月7日	9	8月25日
	嘉島町	7月14日	7月18日	4	7月21日	8月15日	18	8月17日
	益城町	7月4日	7月5日	1	7月5日	7月26日	8	8月3日
	甲佐町	7月11日	7月20日	9	7月21日	8月15日	8	8月16日
	山都町	6月28日	7月11日	13	7月14日	8月3日	9	9月1日
八代郡	氷川町	6月26日	7月7日	11	7月13日	8月1日	6	8月29日
葦北郡	芦北町	7月8日	7月8日	0	7月11日	7月24日	7	8月23日
	津奈木町	6月28日	6月28日	0	7月13日	7月31日	10	8月16日

11. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

(B)から(C)までの所要日数 (\dashrightarrow)	(B)から(E)までの所要日数 (\Rightarrow)	(B)から(E)まで条例で規定されている日数	意見書の作成要領			決算が上程された最初の本会議	町村名
			監査委員自身で作成	監査委員の指示を受けてから職員が作成	職員が作成してから監査委員が検討		
0	29	30		○		9月5日	美里町
0	10	30	○			9月11日	玉東町
12	27	30		○		9月9日	和水町
1	18	30	○			9月4日	南関町
6	28	30		○		9月9日	長洲町
12	60	30		○		9月1日	大津町
4	49	30	○			9月5日	菊陽町
9	39	30			○	9月11日	南小国町
1	71	△ 60		○		9月6日	小国町
0	21	10		○		9月8日	産山村
27	41	△ 30			○	9月13日	高森町
5	28	30	○			9月8日	南阿蘇村
0	28	30		○		9月6日	西原村
0	32	△ 30		○		9月12日	御船町
3	30	30	○			9月1日	嘉島町
0	29	30		○		9月11日	益城町
1	27	30		○		9月15日	甲佐町
3	52	60		○		9月7日	山都町
6	53	30		○		9月7日	氷川町
3	46	50			○	9月9日	芦北町
15	49	50	○			9月8日	津奈木町

11. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

郡名	町村名	会計管理者が 決算を町村長に 提出した日(A)	町村長が監査 委員に決算を 送付した日(B)	(A)から(B) までの期間 日数(→)	監査委員の決算審査			決算審査意見書 を町村長に提出 した日(E)
					開始 (C)	終了 (D)	実質審査日数	
球磨郡	錦町	7月3日	7月4日	1	7月13日	8月18日	15	8月22日
	あさぎり町	6月30日	7月19日	19	7月20日	8月10日	9	8月28日
	多良木町	6月26日	6月28日	2	7月6日	7月25日	9	8月18日
	湯前町	7月19日	7月19日	0	7月20日	7月28日	6	8月16日
	水上村	7月20日	7月28日	8	8月1日	8月8日	4	8月23日
	相良村	7月20日	7月20日	0	7月21日	8月3日	8	8月18日
	五木村	7月12日	7月18日	6	7月21日	8月22日	8	8月23日
	山江村	7月3日	7月20日	17	7月24日	8月10日	7	8月10日
	球磨村	7月2日	7月10日	8	7月22日	8月1日	6	8月26日
天草郡	苓北町	6月30日	6月30日	0	7月10日	8月21日	4	8月28日
合計等		6月 8町村 7月21町村 8月 2町村	6月 4町村 7月23町村 8月 4町村	平均5.6日 最長42日 最短0日	6月 1町村 7月21町村 8月 9町村	7月 6町村 8月24町村 9月 1町村	平均8.4日 最長18日 最短3日	8月27町村 9月 4町村

(注)

- 委員の決算審査の開始とは初めて着手した日、終了とは委員が意見の最終決定をした日を指す。
- (B)から(E)まで条例で規定されている日数について、条例の規定に「ただし、審査が○日以内に完了しない場合には、その旨を町(村)長に通知し当該期間を延長することができる。」とある場合には△印を併記。
- 期間の日数の計算については、初日を算入しない。

11. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査の概況調

(B)から(C)までの所要日数 (-->)	(B)から(E)までの所要日数 (=>)	(B)から(E)まで条例で規定されている日数	意見書の作成要領			決算が上程された最初の 本会議	町村名
			監査委員 自身で作成	監査委員の指示 を受けてから 職員が作成	職員が作成し てから監査委 員が検討		
9	49	30		○		9月5日	錦町
1	40	45		○		9月5日	あさぎり町
8	51	△ 50		○		9月5日	多良木町
1	28	△ 30		○		9月7日	湯前町
4	26	30		○		9月13日	水上村
1	29	30		○		9月12日	相良村
3	36	30		○		9月10日	五木村
4	21	30	○			9月11日	山江村
12	47	30		○		9月9日	球磨村
10	59	規定なし		○		9月6日	苓北町
平均5.2日 最長27日 最短0日	平均37.2日 最長71日 最短10日	10日 1 30日 20 △30日 3 60日 1 △60日 1 45日 1 50日 2 △50日 1 なし 1	7町村	21町村	3町村	9月31町村	合計等

12. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
下益城郡	美里町	町長 議長 教育長 農委会長	資料1：請負・委託工事に関する調書（1件100万円以上のみ） 資料2：業務委託に関する調書（1件100万円以上のみ） 資料3：職員数調書 資料4：指定管理者施設の収支状況 資料5：各種団体等会計通帳調 資料6：AED設置に関する調査票、各種被保険者及び給付費等調書、上下水道加入状況等調書、町営住宅使用料内訳書、宅地及び販売調書、一時借入金調書、基金繰替運用調書、年度末における起債残高に関する調書、入札状況調書、防災行政無線使用料調書、奨学金貸付状況調書
玉名郡	玉東町		特になし
	和水町	町長	経常経費と経常収支比率（%） 実質単年度収支 借入金残高と基金残高・実質公債費比率の推移 地方財政状況調査検収調書 地方財政状況調査票（市町村・一部事務組合分）等
	南関町	町長	収入未済額調 滞納繰越集計表 不納欠損額集計表
	長洲町	町長	決算カード 決算統計調査資料 自主依存財源年度別推移 町債の状況 繰越明許費の報告 不納欠損処分調書 滞納繰越状況調書 主要施策の成果
菊池郡	大津町	町長	決算統計資料 備品台帳 歳入調定簿 調定伝票 支出命令書 税収状況説明資料 不能欠損調書 歳入調定繰越調書 準公金管理総括表
菊池郡	菊陽町	町長 議長 教委 農委 選管	各種証憑 契約書 積算設計書・仕様書及び成果品（報告書等） 事務分掌表 備品台帳 施設台帳 財産台帳 時間外勤務一覧表 入札形式別発注件数調べ 繰越調書 業務委託の件数等調べ
阿蘇郡	南小国町	町長	財政分析指標 令和4年度施策の主要事業実施状況 町税現年度分収入状況（令和4年度分） 滞納繰越分収入状況（令和3年度以前） 税目別構成現年度分比較表 町税収入の推移 令和4年度基金運用状況 令和4年度預金利子調書

12. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
阿 蘇 郡	小国町	町長 議長 教委 農委 選管	工事請負契約調 委託業務契約調 補助金等交付調 収入未済額調 施設管理費調 物品等購入契約調
	産山村	村長	職員の定数と現課員数調べ 職員の配置図 各課事務分担表 村税・負担金・使用料等の滞納額調べ 委託料・工事請負費・負担金・補助金・交付金の執行状況調書 公用車運転日誌 備品台帳
	高森町	町長	決算統計資料 財政分析指標 主要施策の成果報告 備品台帳
	南阿蘇村	村長	主要施策の成果報告 決算統計資料 歳入歳出執行一覧 補助金・助成金の支出状況調べ 公金外現金状況調べ
	西原村	村長	決算統計資料 年度別交付税交付状況 村税滞納状況資料 不能欠損処分状況 債務負担行為の状況 公用車一覧表 各契約一覧表
上 益 城 郡	御船町	町長 教委 農委 選管	主要事業状況調 委託契約の状況調 工事請負契約の状況調 その他の契約の状況調 補助金・負担金の支出状況調 歳入調定繰越書
	嘉島町	町長 教委 農委 選管	積立金(基金調書) 各年度の財政収支の状況 性質別歳出の状況 一般財源の状況 各四半期別収入支出一覧表 主要施策の成果 収入未済額に関する調 過年度収入に関する調 不納欠損に関する調 町債に関する調 補助金等に関する調 地方債現在高の状況調 予備費充用に関する調 予算流用調書

12. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
上 益 城 郡	益 城 町	町長	流用一覧 滞納額一覧 不納欠損関連書類一覧 財産一覧（公有財産・物品） 入札一覧 交際費一覧 住宅使用料関係資料 工事・委託等契約一覧 分担金及び負担金一覧 補助金交付団体一覧 決算統計調査資料
	甲 佐 町	町長 議長 教委 農委 選管	歳入決算額の調べ 不用額調べ 予算流用調べ 予備費充用調べ 予算の繰越に関する調べ[繰越明許費] 予算の繰越に関する調べ[事故繰越し] 委託料・使用料及び賃借料調べ 工事費調べ 補助金(運営費補助金以外)及び負担金調べ 補助金調べ(運営費補助金のみ) 施設の管理状況調べ(稼働していない施設) 収納状況調べ
	山 都 町	町長 議長 教委 農委 選管	成果説明書 歳入歳出別執行状況 支出原因行為決議書 補助金助成金関係書類 工事関係一覧 不納欠損関係書類 ※指定の様式 歳入歳出状況 工事請負契約調 補助金・助成金等の支出状況調査 現地調査票（工事関係）
八 代 郡	氷 川 町	町長 教委	主要施策の成果調書 工事請負契約調 委託契約の状況調 備品購入及び物品購入調 流用・充用に関する調 不納欠損処分に関する調 不用額調 歳入予算の未調定額及び収入未済額調
葦 北 郡	芦 北 町	町長 議長 教委	財政状況調べ 主要施策成果説明書 個人別時間外勤務調書 予算執行状況に関する調べ 補助金（負担金）支出状況調書 不用・流用・充用額説明書

12. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
葦 北 郡	津奈木町	町長	財政状況調査 費用流用の状況 各課所轄の委託料 工事請負費 負担金 補助金及び交付金の実績一覧表 予備費補充の一覧表 備品購入一覧表 不納欠損処分明細表 徴税・国保税滞納内訳表 滞納徴収計画書
		教委	財政状況調査 費用流用の状況 委託料 工事請負費 負担金 補助金及び交付金の実績一覧表 予備費補充の一覧表 備品購入一覧表 奨学金運用状況調書 社会体育施設利用状況調書 図書館利用状況調書
		農委	3, 4, 5条の申請件数、処理件数 農業者年金の状況
球 磨 郡	錦 町	町長 議長 教委 農委	事務分掌 歳入歳出予算の執行状況 決算統計調査資料 団体に対する補助金及び決算の状況 事務事業の実施状況及びその成果 その他決算審査に必要な書類等
	あさぎり町	町長 教委 農委 選管	決算状況の推移 財政の主な指数等の推移 科目別歳入決算の状況 保育所措置費・使用料保護者負担金の収納状況 公営住宅使用料の収納状況 町税の収納状況 過去5年間における町税の収納状況 教育・保育給付費の負担区分別負担額の推移 町債の状況 債務負担行為による借り入れの状況 目的別歳出決算の状況 性質別歳出決算の状況の推移 過去5年間における歳出決算の推移 基金の状況 子ども医療費助成受給者数の推移 子ども医療費助成額の推移 鍼灸施療費助成の推移 主要工事一覧表 補助金交付調書 主要な施策の成果説明書 不用額調書

12. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
球 磨 郡	多良木町	町長 議長 教委 農委	執行状況に関する調べ（歳入） 歳出予算説明別執行一覧 食糧費調書 工事関係契約一覧表 公用車輛等の移動状況調書 各施設等の年間利用実績表 物品出納計算書
	湯前町	町長 議長 教委 農委	<p>≪決算全体に係るもの≫ 予算台帳、予算繰越しに関する書類、歳入歳出予算執行整理簿、歳入・歳出金更正関係書類、予算の充用・流用に係る書類、起債台帳、決算の分析／推移</p> <p>≪歳入に関するもの≫ 調定・収納に関する帳票／台帳、収入科目・税目ごとの収入実績（年度ごとの推移）、滞納額の年度推移、科目ごとの滞納者一覧表（税、使用料、手数料、分担金、返還金、貸付金など）、滞納整理に係る帳簿類、滞納処分の手続き書類（差し押さえ、執行停止・不納欠損・免除など）</p> <p>≪歳出に関するもの≫ 決算書説明項目ごとの実績又は成果の一覧表（年度ごとの推移）、入札（見積もり）に係る書類、契約に係る書類及び契約一覧表、時間外勤務・出張に係る支出関係書類</p> <p>≪財産に関するもの≫ 公有財産（不動産、備品、その他）台帳、財産管理（貸し付け、使用許可）台帳、財産の増減（取得・処分）又は異動に関する書類</p> <p>≪基金・貸付金に関するもの≫ 基金・貸付金の台帳、貸付け等決定に関する書類、収入・支出の帳票及び証ひょう、運用状況及び実績（年度推移）、滞納一覧（年度推移）及び滞納整理に関する帳簿類</p> <p>≪補助金に関するもの≫ 補助金一覧表</p>
	水上村	村長 教委 農委 各委	負担金・使用料等の徴収状況調書 収入未済額調書 不用額調書 工事請負費・委託料一覧表 補助金支出調書 各種事業一覧表
	相良村	村長 議長 教委 農委	職員担当業務一覧 主要施策・事業成果説明書 請負工事・業務委託契約状況調べ 随意契約理由書 補助金交付調書 物品（備品）購入状況一覧表 不用額調書 所轄業務における懸案事項及び今後の課題等 一般会計・特別会計に係る資料 歳計外現金に係る資料 奨学金に係る資料 時間外手当の支給状況
	五木村	村長 教委	決算統計資料 歳入調定簿 収入及び調定伝票 不納欠損額調書 滞納内訳調書（村税、国保税、各種使用料等） 各種契約書 備品台帳 補助金など交付金実績書類 各種委託料および補助金・助成金事業調書など
山江村	村長 議長 教委 農委 選管	預金及び国債の残高証明書（3月末・5月末） 財政状況調査資料 事業報告書 公共工事入札結果一覧表 契約状況調査 助成・補助団体の決算書	

12. 令和4年度一般会計歳入歳出決算審査資料調

郡	町村名	相手方	資 料 名
球磨郡	球磨村	村長 教委 農委	主要施策の成果報告書
天草郡	荅北町	町長 教委 農委	<p>【歳入】 (1) 別紙決算書における照会事項調書</p> <p>【歳出】 (1) 別紙決算書における照会事項調書 (2) 令和4年度で実施した重点的な取り組み事業及び新規取り組み事業についての調書</p> <p>[重点的な取り組み事業] ①新型コロナウイルス感染症対策に係る施策 ②安心と安全につながる防災施策 ③豊かな自然に育まれた農林水産資源を活かした基盤産業の振興に係る施策 ④子ども・子育て支援及び高齢者支援の充実につながる施策 ⑤ICTを活用した教育と未来を担う人材を育てる教育力の向上を図る施策</p> <p>【その他】 (1) 昨年度の「決算審査」での指摘事項調書 (2) 基金、地方債残高についての調書 (3) 各特別会計の運用状況についての調書</p> <p>○企画政策課提出書類 性質別歳出の状況、実質公債費比率の状況、年度別財政収支の状況、経常収支比率の状況、予算流用・予備費充用調書（目間、節間における人件費間、物件費間の流用の資料提出不要）、令和4年度起債対策事業</p>

(注)

- 1 一般会計歳入歳出決算審査にあたって執行当局(町(村)長 教委 農委 選管 その他)に対して要求した決算審査資料名を回答。
- 2 執行部側各課(総務課 税務課等)に対するものは 相手方は「町(村)長」に統一。
- 3 資料名には 「決算書」及び法(第233条) 法施行令(第166条)に基づき「決算事項別明細書」「実質収支に関する調書」「財産に関する調書」等審査が義務付けられているものを除き、それ以外に監査委員が要求した資料を回答。

13. 令和5年度監査活動実績調（令和5年4月～令和6年3月）

郡	町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
下益城郡	美里町				決算 (一般・特別)	決算 (一般・特別)	
	玉東町				定期 援助 (商工会 他4)	決算 (一般・特別)	
玉名郡	和水町					決算 (一般・特別 公営(病院)) 定期 行政 援助 (商工会 他2)	
	南関町				定期	決算 (一般・特別・下水道)	
	長洲町		随時 (法第252条の4②協議 会の規約に基づく監査)	定期	定期	決算 (一般・特別・公営 水道、下水道)	
	大津町		援助 (大津町商工会 他5)		決算 (一般・特別・工水・ 下水道・農集)	決算 (一般・特別)	定期
菊池郡	菊陽町				決算 (一般・特別・水道)	決算 (一般・特別・水道)	
阿蘇郡	南小国町				援助 (商工会 他12)	決算 (一般・特別)	
	小国町			決算 (一般・特別・ 公営(水道))	決算 (一般) 援助 (商工会 他7)	援助 (農協) 住民請求	住民請求
	産山村	援助 (社会福祉法人)				決算 (一般・特別)	
	高森町			定期	定期		決算 (一般・特別)
	南阿蘇村				決算 (一般・特別・水道)		定期 住民請求
	西原村				決算 (一般・特別・公 営(工水))		

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町村名
定 期 援 助 (指定管理者施設 他1)	定 期 援 助 (指定管理者施設 他1)					美里町
						玉東町
定 期 行 政 援 助 (学童クラブ 他1)						和水町
	援 助 (社協 他3)		定 期	定 期		南関町
定 期 随 時 (法第252条の4②協議 会の規約に基づく監査)	定 期					長洲町
定 期	定 期					大津町
			定 期	定 期		菊陽町
			定 期	定 期		南小国町
住 民 請 求	定 期					小国町
	定 期 (一般・特別)					産山村
		定 期 援 助 (一般社団法人高SP0)	定 期			高森町
住 民 請 求	住 民 請 求					南阿蘇村
	定 期					西原村

13. 令和5年度監査活動実績調（令和5年4月～令和6年3月）

郡	町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
上益城郡	御船町				決算 (一般・特別)	決算 (一般・特別・水道)	
	嘉島町	随時 (委託・工事)			決算 (一般・特別・水道)	決算 (一般・特別・水道)	
	益城町				決算 (一般・特別・水道・下水道)	決算 (一般・特別・水道・下水道)	
	甲佐町				決算 (一般・特別)	決算 (一般・特別・水道)	
	山都町	定期		援助 (指定管理施設 他4)	援助 (指定管理施設 他2) 決算 (一般・特別・公営 (水道、病院))	決算 (一般・特別・公営 (水道、病院))	
八代郡	氷川町		随時 (町備品・学校備品)	援助 (観光物産協会 他)	決算 (一般・特別・下水道)		
葦北郡	芦北町		定期		援助 (農協 他8) 決算 (一般・特別・ 水道会計)		
	津奈木町				決算 (一般・特別・水道)		
球磨郡	錦町			決算 (水道)	決算 (一般・特別)	決算 (一般・特別) 随時 (学校備品)	
	あさぎり町				決算 (一般・特別・ 水道・下水道)	決算 (一般・特別・ 水道・下水道)	
	多良木町			援助 (商工会 他1)	決算 (一般・特別・水道) 援助 (焼酎イベント 実行委員会 他3)		
	湯前町				決算 (一般・特別・水道) 援助 (商工会 他66)		
	水上村					決算 (一般・特別)	

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町村名
定 期 行 政	定 期 行 政	定 期 行 政				御 船 町
	定 期 補 助 (商工会 他1)					嘉 島 町
			定 期 行 政	定 期 行 政		益 城 町
定 期	定 期					甲 佐 町
	定 期	定 期	定 期	定 期		山 都 町
定 期						氷 川 町
	定 期		定 期	定 期		芦 北 町
定 期 行 政						津 奈 木 町
定 期 随 時 (庁舎備品) 援 助 (社協 商工会)					随 時 (消防団備品)	錦 町
定 期 援 助 (あさぎり売店 他1)	定 期					あ さ ぎ り 町
援 助 (多良木町物産館 利用組合)	定 期					多 良 木 町
			定 期 援 助 (商工会 他64)			湯 前 町
	定 期 (一般、特別)					水 上 村

13. 令和5年度監査活動実績調（令和5年4月～令和6年3月）

郡	町村名	4月	5月	6月	7月	8月	9月
球磨郡	相良村				決算 (一般・特別)	随時 (学校備品)	
	五木村				決算 (一般、特別、 簡水、農集)	決算 (一般、特別、 簡水、農集)	
	山江村				決算 (一般・特別)	決算 (一般・特別)	
	球磨村	援助 (シルバー人材センター 他4)			決算 (一般・特別)		
天草郡	苓北町				決算 (一般・特別)	決算 (一般・特別)	

(省略文字について)

- 定期・・・定期監査(199条④)
- 行政・・・行政監査(199条②)
- 援助・・・財政援助団体等監査(199条⑦)
- 随時・・・随時監査(199条⑤)
- 決算・・・決算審査(233条)
- 賠償監査・・・賠償責任監査(243条の2③等)
- 金融監査・・・指定金融機関監査(235条の2②等)
- 住民監査・・・住民監査請求(242条)
- 長要求・・・町村長要求監査(199条⑥)
- 議会請求・・・議会請求監査(98条②)
- 直接請求・・・直接請求監査(75条)

1 0 月	1 1 月	1 2 月	1 月	2 月	3 月	町村名
	定 期 (一般・特別)				援 助 (社会体育関係団体)	相良村
		定 期				五木村
定 期						山江村
定 期 随 時 (学 校)						球磨村
定 期	定 期					苓北町

14. 令和5年度監査計画と実績

郡名	町村名	監査計画策定 年月日	計画と実績の比較		計画どおり実施できなかった理由
			計画どおり 実施できた	計画どおり 実施できな かった	
下城郡	美里町	R5.4.1	○		
玉名郡	玉東町	R5.3.1	○		
	和水町	R5.4.7	○		
	南関町	R5.4.1	○		
菊池郡	長洲町	R5.4.18		○	第2回定期監査の期間中に臨時議会が開催されたことにより、計画期間を超えてしまったため。
菊池郡	大津町	R5.4.17	○		
	菊陽町	R5.4.1		○	監査委員の体調不良のため
阿蘇郡	南小国町	R5.4.3	○		
	小国町	R5.4.1	○		
	産山村	R5.4.25	○		
	高森町	R5.4.25	○		
	南阿蘇村	R5.3.23	○		
	西原村	R5.4.1	○		
上益城郡	御船町	R5.4.24	○		
	嘉島町	R5.4.1	○		
	益城町	R5.4.1	○		
	甲佐町	R5.4.1	○		
	山都町	R5.5.1	○		
八代郡	氷川町	R5.4.1	○		
葦北郡	芦北町	R5.4.1	○		
	津奈木町	R5.4.1	○		
球磨郡	錦町	R5.3.31	○		
	あさぎり町	R5.3.19	○		
	多良木町	R5.3.23	○		
	湯前町	R5.3.29	○		
	水上村	R5.4.1	○		
	相良村	R5.3.16	○		
	五木村	R5.3.31	○		
	山江村	R5.4.1	○		
球磨村	R5.3.15	○			
天草郡	苓北町	R5.4.1	○		
合計			29	2	2

15. 監査指摘事項の履行確保のための措置調

(複数回答)

郡名	町村名	次の監査の際の確認	その都度			その他の措置	特になし
			文書で改善措置について回答を求めている	関係課長・係を集めて口頭で直接指摘している	町村長・会計管理者に直接申し入れている		
下城益郡	美里町	○	○	○	○		
玉名郡	玉東町			○	○		
	和水町		○		○		
	南関町	○		○	○		
	長洲町	○		○			
菊池郡	大津町	○		○	○		
	菊陽町		○	○	○		
阿蘇郡	南小国町	○					
	小国町	○	○		○		
	産山村	○	○	○			
	高森町	○		○			
	南阿蘇村	○		○			
	西原村				○		
上益城郡	御船町			○	○		
	嘉島町	○		○	○		
	益城町	○		○	○		
	甲佐町	○	○	○			
	山都町	○	○	○			
八代郡	氷川町	○		○			
葦北郡	芦北町		○				
	津奈木町	○		○	○		
球磨郡	錦町	○		○			
	あさぎり町		○	○	○		
	多良木町	○		○	○		
	湯前町	○	○	○	○		
	水上村	○		○	○		
	相良村	○	○	○	○		
	五木村	○					
	山江村			○	○		
球磨村	○		○				
大草郡	苓北町	○	○	○	○		
合計		23	12	25	19	0	0

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指摘事項の内容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
下益城郡	美里町	会計課	公金ステーション・セミセルフレジの導入により利用者が困ることがないように、説明等を十分に尽くし住民サービスがさらに向上するよう、窓口対応に注力されたい。	○			
		総務課	紙文書などが電子化され、一気にデジタル化が進んでいる。データの保存については、文書規程に基づいた適正な執行に務められたい。		○		
		学校教育課	学校施設の老朽化により、修理箇所が増えている状況にある。各学校の総点検を行い、緊急性・危険性に基づいた修繕・改修を着実に進められたい。		○		
玉名郡	玉東町	総務課	年度末に物品を大量購入しているケースが一部見られる。計画性のある物品購入に務めていただきたい。	○			
		企画財政課	新庁舎1階民間テナントへの事業誘致				○
		保険こども課	ふれあいの丘施設の寿命化計画について、昨年度の監査において所見としてあげていた上記の計画については、令和5年度において予算化され、長寿命化計画を策定することとなっている。計画に沿って緊急性を考慮しながら早めの着工に当たっていただきたい。		○		
		建設課	極一部であるが、検査時の黒板の月日欠落、決済印漏れ等が見受けられる。		○		
		税務課	地方自治法第234の3の規定に基づく長期継続契約について	○			
		会計室	簡易水道事業の企業会計移行に伴う会計事務の取り扱いについて		○		
		教育委員会	納品日や請求書の日付及び支払遅延について		○		
		社会福祉協議会	福祉資金貸付事業の審査基準の見直し	○			
	和水平町	総務課	計上収支比率の悪化について、基金に依存した財政運営にならないよう心掛けられたい。				○
		まちづくり課	ふるさと納税について、令和5年度目標額の10億円に向けて努力されたい。				○
農林水産課		農業後継者が減少すれば、農地の管理が難しくなり、耕作放棄地が増加する可能性があるため、今後の対策を検討する必要がある。				○	
名南関町	全課	コロナ禍等の影響による事業や会議の中止に伴い、不用額の補正漏れや、やむを得ない繰越事業、流用・充用があるものの、税収の落ち込みもなく、概ね良好に執行された。	○				
	全課	新庁舎移転に伴う維持費の増大、また、うから館等の施設整備に伴う支出額の増大が見込まれる中、今後も全課において節約に取り組まれたい。		○			
	全課	令和6年度から相続登記が義務化される。あらゆる分野での業務煩雑化が予想されるが、関係部署間での連携のもとに準備をされたい。また、町が関与する貸地・借地においても相手方から相談が増える可能性がある。対象地に応じて条件等を精査し、都度、財産処分及び借地購入を検討されたい。		○			
郡長洲町	住民環境課	滞納対策事務については、定期的な訪問の記録を確実に残しながら共有し、継続した取組みを進めること。		○			
	住民環境課	し尿汲取り手数料の滞納対策及び滞納事務整理の促進				○	
	福祉保健介護課	県の認可が必要な業者との契約においては認可期間に留意し、契約期間中に認可期間が終了する場合は、新たな許可証等の写しを求めるなどして整備しておくこと。		○			
	福祉保健介護課	後期高齢者医療保険料の滞納対策及び滞納整理事務の促進				○	
	福祉保健介護課	介護保険料の滞納対策及び滞納整理事務の促進				○	
	建設課	修繕工事に係る書類の整備		○			
	農林水産課	補助金の未請求分については状況を確認しながら対処し、支払い漏れ等にならないよう十分留意しておくこと。		○			
	税務課	税全般の滞納対策及び滞納整理事務の促進				○	
	水道課	水道料金の滞納対策及び滞納整理事務の促進				○	
下水道課	下水道使用料の滞納対策及び滞納整理事務の促進				○		

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指摘事項の内容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
菊池郡	大津町	企業振興課	企業連絡協議会役員の台湾視察研修旅費について、旅費の全額を町が補助しているが、全額公金で賄うという点に関し少し慎重な判断が求められたのではないかと。			○	
		企業振興課	工場等振興奨励補助金について、大津町の積極的な誘致によるものではなく、企業自らの判断で大津町に進出したいという企業に対しても払う必要があるのか。補助金を見直す時期に来ているのではないかと。				○
		全課	随意契約による業務委託の中でも2号随意契約を根拠とするものが約40%を占めている状況である。全庁的な随意契約に関する手引書等が必要ではないかと。				○
		各学校	学校現場における教職員の出勤・退勤時刻について、タイムカードの出退勤時刻と各自のパソコンの利用実態(ログ)が職員によっては大きく乖離した結果となっている。人事管理の徹底を早急に進めていただきたい。		○		
	全課	各課の支出関係書類を確認したところ、物品等の購入の際に支出負担行為に添付してある業者からの見積書・納品書等に物品のメーカー名や型番の記載のないものが多かった。物品の購入価格が適正であるかどうかを確認するために必要であるため、作成の際にはきちんと記載してもらおうようお願いしたい。		○			
菊陽町		特になし					
阿蘇郡	南小国町	事務分掌	包括支援センターについては、来年度から社会福祉士1名の採用が決定し、1月から会計年度任用職員として業務に従事している。ただ、本年度末に2名の会計年度任用職員の退職が予定されており、町民課や社会福祉協議会と連携のもと業務に支障のないように配慮願いたい。		○		
		補助金の執行状況	未実施や執行率の低い事業については、担当課において現状を把握し、事業検証を進めてもらいたい。				○
		収入状況	調定について、歳入が見込めるものは当初から計上すべきであり、収入があるにもかかわらず調定が未計上であったり、調定額よりも収入済額が多い科目が依然として見受けられた。		○		
		工事関係	この時期でも未契約の案件が見受けられるので、計画的な執行をお願いしたい。		○		
	学校関係	いずれの施設も、耐震化はなされているものの、今後も老朽化・長寿命化対策は必要になってくるといえる。教育の更なる充実のためにも、優先順位をつけ、施設の計画的な改修を進めていただきたい。				○	
小国町		特になし					
産山村	全課	当初予算から未執行な工事費や委託料があり各関係機関との調整がひつようであったと思うが早急に事業の着手や発注に務めていただきたい。	○				
	企画振興課	村が管理する公の施設について運営を向上させるため、インターネットを活用するなど創意工夫いただきたい。		○			
	高森町	特になし					
	南阿蘇村	特になし					
西原村		特になし					
上益城郡	御船町	全課	収入支出命令書の不備とチェック体制を強化。計画的な予算の執行。				○
	嘉島町		特になし				
	益城町	職員の時間外勤務状況について	時間外勤務削減たいさくとして業務の平準化や保管人材の育成・確保、課を超えた横断的な業務への取り組み・職員配置などの取り組みが提案されてきたが、対処療法的な試みだけでは解決できない状況にある。抜本的な対策を講じる段階にある。				○
益城町	町内の組織体制について	いくつかの課で執行している予算においては、相互調整が複雑化している。統括的な予算管理を行う体制の整備がひつようであり、正副による相互補完できるような形態になるよう早急に検討を進めていただきたい。				○	

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他	
益	上	益 城 町	契約事務等について 1 随意契約する場合、修繕・委託・機械借上などについて統一的な運用を示していただきたい。 2 執行する予算として、需用費、委託料、使用料及び賃借料が充てられるが、執行内容との関係が不明確で混用されている状況。仕分け区分・整理を行っていただきたい。 3 契約履行を証し確認した書類の添付不備当が見受けられた統一的なルールに則った事務を行えるよう改善をお願いしたい。				○	
		事務効率の改善について	部署によっては、仕事量が配置人員と比較して過多となっているのが見受けられる。今のやり方が最善なのかどうか、事務事業等の見直しを行いながら、最小の経費及び最大の効果を上げられるように事務効率の改善を図るよう心掛けられたい。				○	
	甲 佐 町	契約について	契約の内容について相手方との十分な意思疎通を図り、齟齬が発生しないよう務められたい。	○				
	縮小事業について	コロナ禍における縮小事業について、状況を見ながら復活について検討していただきたい。	○					
	企業誘致について	菊陽町への半導体企業「TSMC」の進出は、近隣自治体のみならず県全体への波及が期待されるなか、本町においてもこの状況をチャンスと捉え、様々な課題等をクリアしながら、関連企業の誘致について、努力されたい。		○				
	徴収率の向上について	徴収率の向上を図るためには滞納分の整理が課題となるが、税務課としては、「これまでの徴収事務の考え方を改め、より迅速な滞納処分の執行へのシフト（とにかくやってみる）による個々の案件の早期かつ確実な完結」を目指すとしていることに期待する。	○					
	道路維持管理作業員について	新規職員を募集中とのことであるが、退職後の補充が難しい状況のなか、対応策において処遇改善についても検討されたい。		○				
学校における工事等について	可能な限り、児童・生徒への影響が少ない休み期間中を利用して実施されるよう務められたい。		○					
城	山 都 町	総務課（監理係）	行政のデジタル化に伴い専門性を要する部分が増加し、随意契約が多く見受けられる。契約先の固定化により競争原理が働かなくなり高額に感じられる委託契約が見受けられるため、契約内容や金額が適正なものかどうか、十分な精査をお願いする。		○			
		建設課（維持管理係）	計画に沿って解体され新たに町営住宅が新築されていることは結構である。しかし、リフォームされた住宅において水回り（トイレ、浴室、キッチン）は良かったものの、居室部分については一考を要するものを感じた。今後は、入居希望者等を調査・考慮して改修、解体等を検討されたい。		○			
		総務課（総務係）	地方公共団体が補助金等の交付ができるのは、公益上必要な場合に限られる（地方自治法第232条の2）。交付の目的、趣旨、効果及び経緯、対象となる事業の目的、性質及び状況等について総合的に判断する必要がある。各部署において補助金、助成金について適切な使われ方がなされているか、実績報告書等を十分に精査されたい。		○			
	郡	山 都 町	商工観光課（商工観光係）	公の施設周辺環境維持において、指定管理者と町との協定書が守られるように、管理者に対する指導・チェック機能等には十分留意されたい。		○		
			学校教育課（学校教育係）	備品台帳については、様式や管理が統一されておらず、記載・管理の面から一考を要する。また、学校共通予算における備品購入分については、保管場所である学校の備品台帳へ記載をお願いする。なお、備品購入において、当初予算で認められているにも関わらず備品が未だ購入できていない学校が見受けられた。児童・生徒が購入した備品を早期に活用できるように、早めに購入されたい。	○			
			会計課	毎年度、各課から備品の報告をされている。書類作成には膨大な業務量が発生している。職員の労務軽減・経費節減にもつながるよう、明細表の入力だけで台帳全体が作成され、出先機関を含む各課及び役場全体の備品が把握できるようなシステムの構築、もしくはシステムの導入を検討されたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
上益城郡	山都町	生涯学習課 (生涯学習係)	体育館使用について ICTを活用した予約システム導入により利便性が向上したが、使用料の未納が発生している。町の規則で定められている前払いのチェックが機能していないので、毎月精査し対応を検討されたい。	○			
八代郡	氷川町	共通事項	時間外勤務命令は必要最小限にとどめるとともに、適宜、産業医療の安全衛生管理体制等を活用し、職員の心身の健康に最大限配慮すること。また、あらかじめ命じた時間外勤務や自己申告された勤務時間と実際の勤務時間との間に距離が生じた場合などは、実際の勤務時間に補正を行った上で、時間外勤務手当の支給や健康確保措置の実施など労務管理上の必要な措置を適切に講じていただき、適正な運用を図ること。 さらに、長時間労働に係る要因の整理など、時間外勤務縮減に向けた適切な対策に引き続き取り組むこと。				○
		共通事項	郵便切手管理簿の計数誤りが多数見られた、郵便切手管理簿の統一様式を速やかに作成し、適切に管理すること。		○		
		共通事項	庁用自動車の運転管理簿の走行メーターの記録誤りや給油の記録漏れが確認された為、規定された厳守事項に則り自動車の適切な使用と事故防止に努めてほしいこと。 燃料代の請求内容を記録とを突合・検収し、適正な支出事務を行うこと。		○		
		農業振興課	指定管理者の監督及び事業報告書の審査（履行の確認等）が適切に行われている状況とは言い難く、業務日誌及び事業報告書の内容を審査することなく、文書が提出された事実のみを審査し、これを供覧しているのではないかと疑念を生じ、指定管理者から提出された事業報告書等の取扱い及びこれに基づく指定管理者への指導監督について主管課を含めた早急な対応を求める。				○
葦北郡	芦北町		特になし				
	津奈木町	政策企画課	歳入予算における寄付金予算額は176,003千円で、収入済額38,642千円で22.0%の収入率である。ふるさと納税制度が10月に変更され、「返礼品は寄付額の3割以下」に加えて、「返礼品+経費の総額は寄付額の5割以下におさめる」とのルールが定められたことに伴い、当初の予算見積もりに変更が生じるのではないかと。今後、状況を十分見定めて予算の執行をされたい。				○
		総務課	「地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。（地方自治法第2条第15項）」とされている中で、定年退職年齢が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、場合により再任用職員が増加すると思われるので、適材適所の配置に配慮されたい。				○
		住民課	町税の徴収については、現年分50.6%、滞納繰越分4.3%の徴収実績である。滞納がある者に対しては、速やかに法的措置をとるのが定石であるが、滞納整理のノウハウを研修等で会得したものでなければ、容易には実施できない。そこで人材の育成が急務である。速やかに実施されたい。安易に不納欠損するのではなく、関係法令に則った不断の債権回収行為があつてのことであり、一層の努力をお願いする。				○
		全課	業務委託請負契約書の締結について、契約文中、受注者名が記入されないままに契約しているものがあつた。起案者及び決裁者は、慎重かつ正確に決裁すべきである。また、例月出納検査で指摘していた契約について、修正したとの報告であつたが、修正がなされていなかった案件があつた。正確な契約事務に努められたい。		○		
全課	準公金の取扱いについては、令和4年度の定期監査において指摘しているが、原則、対象である団体等が管理すべきである。不祥事防止はもちろんのこと、団体によっては、支出の透明化が図られないのではないかと。公金に準じ取り扱うことを前提に、経理内容を確実にチェックすることが肝要である。				○		

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他
北 郡	津 奈 木 町	全課	第10期津奈木町振興計画策定にあたっては、第9期での10年間の効果検証を十分行ったうえで取り組むようお願いしたい。特に美術館関係の事業については、町の財政状況を勘案しながら今後の方向性を検討されたい。				○
		ほけん福祉課	国民健康保険事業特別会計について、近い将来県に統一される予定であり、試算によると各世帯の負担増が予想される。スムーズに移管できるように予算措置を検討し、早期の周知を図られたい。				○
		全課	町が管理する公共施設の維持管理については、令和4年度の定期監査でも指摘したところであるが、実施されていないところが見受けられる。引き続き定期的に巡回や点検、清掃・除草作業を行うことで、施設の景観・環境整備の維持に努めていただきたい。				○
		全課	各課で行っている補助事業や事業内容について、他の課で行っている事業の情報を知らない職員が多いと感じられる。各課間において情報共有を行うことにより他課の別の面から活用できる事業もあると思われるので、有効な活用ができる工夫を行い、事業効果に繋げられたい。				○
球 磨 郡	錦 町	全課	令和5年度（4月～9月）における個人別時間外勤務の状況について各課別添提出資料に基づき説明を求めた。要求資料及び説明において勤務を要しない日（週休日）において、政府の働き方改革における基本的な基準である週休日における振替休日の原則が徹底されていない課及び係があることが判明したことから時間外勤務における適正な取り扱いを行うよう指導した。		○		
		全課	また、上記に加え個々に同課及び係に配置された勤務年数も記載させたことにより、在職年数に伴う習熟度による時間外勤務時間の低減に繋がっておらず、毎月同時間程度での時間外勤務の命令理由等について説明を求めたが明確な説明がなされない状況もある事から、他方では特定の職員による給与を除く第二の生活給（手当）となっていないか？住民への説明に苦慮する点となり、疑念を抱かせる事態も生じかねない状況である。このことから益々時間外命令における管理職の責務の重要性が問われ、また、人員配置の見直し等の検討が必要とすることは言うまでもない。				○
		全課	また、上記に加え個々に同課及び係に配置された勤務年数も記載させたことにより、在職年数に伴う習熟度による時間外勤務時間の低減に繋がっておらず、毎月同時間程度での時間外勤務の命令理由等について説明を求めたが明確な説明がなされない状況もある事から、他方では特定の職員による給与を除く第二の生活給（手当）となっていないか？住民への説明に苦慮する点となり、疑念を抱かせる事態も生じかねない状況である。このことから益々時間外命令における管理職の責務の重要性が問われ、また、人員配置の見直し等の検討が必要とすることは言うまでもない。				○
		保険政策課	例年、本町医療費の三大疾病と言える慢性腎不全・糖尿病・高血圧症が相変わらず上位を占めていたが、今年度の現況では、骨折が3番目、うつ病が4番目になっている。骨折については、要因追及を早急にされたい。うつ病については、近年4番目の位置にあり、長期にわたる療養が必要な疾病であるので、メンタルヘルスの対策強化を図る必要があり、対策を求める。 また、国民健康保険8月診療分において、療養給付費が前月比約30,000千円増加しており、要因は、入院件数増ということであるが、具体的な要因追及を求める。 介護給付費全般については予算どおりに推移しているが、介護予防給付費対象者である要支援1、2が増加傾向にある。高齢者の生活機能低下防止のための一般介護予防事業及び包括的支援事業の検証と充実強化が必要である。				○
		教育振興課	社会教育施設整備計画については、青年会館・図書館の改築を検討中であるとのことだが、シルバー人材センターや商工会等の他団体も入居できるような場所を含めた複合施設としての整備を検討されたい。勤労者体育センターは老朽化に伴い大規模な修繕が必要であることから、避難所としての機能を有する施設となるよう改修改築工事を進められたい。				○

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町 村 名	監査対象	指 摘 事 項 の 内 容	指摘後直ちに是正	その後 是正	是正できないもの	検討中・未回答他	
球	錦 町	地域整備課	町営住宅については、老朽化が進んでいるものも多く見受けられ、毎年、修繕などに多額の経費を要している状況を鑑み、空き室については、用途廃止・取り壊しも視野に入れ、ランニングコストの削減を図るとともに、戸建てについては積極的な払い下げも含め検討され、令和13年度目標202戸に向け努力されたい。特に本町においては民間によるアパート提供の供給過多状況に鑑み、再検討の必要性があると思われる。				○	
	あさぎり町	全課共通	各課が関与している補助金については、補助金の交付をしたら終わりではなく、補助金が適切な使われ方が出来ているかまで責任を持っていただきたい。支出先の決算内容も調査出来るよう条例・要綱などが整備されていないれば、条例・要綱等の改正及び補助金の交付要件に返還等に関する事を追加することを考えていただきたい。				○	
		全課共通	各課の現状を把握するため、一部の課に対して実地監査を行った。出勤簿及び休暇簿等の監査を実施したところ、出勤簿の押印漏れ及び年次有給休暇の取得状況が悪い職員が見受けられた。出勤簿の他にもタイムカードがあり、管理職は職員の出勤状況をタイムカードで把握していることを考えると今後の出勤簿使用については検討していただきたい。また、年次有給休暇等を積極的に取得するように指導及び配慮にも努めていただきたい。				○	
		全課共通	残業については残業手当に対する予算の問題もあるが、「通常業務に対する残業手当は出ない」、「請求をすれば手当はでる」など課によって残業に対する認識が違っていたため町としての意思統一をお願いしたい。また、残業を減らすような適切な人材配置及び職員のスキルアップにも努めていただきたい。				○	
		全課共通	災害待機時の手当については、近年度重なる自然災害の発生により避難所開設の回数も増えてきているため、職員が肉体的にも精神的にも疲労困憊になる業務である。その業務に対する手当が従事時間帯等で単価を決めているようであるが、近隣市町村の手当と比べて乖離がないか、情報を収集し、早急に適正な額を支払うように努めていただきたい。				○	
		教育課	各小学校の老朽化による破損等は、早急に処理し、児童への安全確保に努めていただきたい。他				○	
		上下水道課	建設中の須恵送水場や岡原配水ポンプ場建設地とこれから建設費が必要であり、人件費、資材代等も高騰しており、建設費が予算を超える可能性も考えられる。点在する浄水池については、近年毎年のように水害が起きている。今後の早急の対策をお願いする。また、多額の予算を伴うため、議会への報告もしっかりと行うように努めていただきたい。今後、町民の了承を得て水道料金の値上げ等の資金調達方法も検討していただきたい。				○	
	多良木町		特になし					
	郡	湯 前 町	基金等の管理運用について	奨学金貸付基金については、前回見直しから15年が経過し、また昨今の少子化の状況下70,000千円の金額を見直す検討はされているとの事であるが、限られた経営資源を適材適所に配分すべきと考える。				○
			契約等について	随意契約の要件については、地方自治法施行令第167条の2第1項に例示列挙されているが、随意契約を締結される場合には必ず当該要件を明記されたい。		○		
物品出納台帳について			以前の「物品出納台帳」には、受入と処分のそれぞれの欄が設けてあったが、現在使用されている様式は、「受」と「払」の二項目にしか対応しないものとなっている。全庁的な運用及び管理が必要である。		○			
シルバー人材センターについて			令和6年度の収支予算書を見れば、収益の若干増(350千円)に対し、経費は853千円の増加を計画されている。昨今の最低賃金1,000円を意識したものか不明であるが、まずは現業部門を手当てすべきではないか。				○	
書類の整備について			書類の中で記入すべき欄に記載のないものが見受けられた。今後担当者だけでなく上司のチェックも徹底されたい。		○			
水上村	担当課	公園に設置されている遊具の点検・管理について、必要な修繕は早期に実施し、事故等により管理責任が問われることのないように注意喚起した。				○		

16. 定期監査報告書における主な指摘事項と是正状況

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

郡	町村名	監査対象	指摘事項の内容	指摘後直ちに是正	その後是正	是正できないもの	検討中・未回答他
球	水上村	担当課	義務教育学校への移行にともない、図書館の蔵書数が規定を満たしているかの確認を求めた。	○			
	相良村	総務課	職員の給与支払い事務において、給与の一部を現金で支給されているが、事務の効率化、安全性の確保のため、給与の全額口座振り込みはできないか再度、検討されたい。				○
		産業振興課	鮎等中間育成施設については、施設の老朽化に伴い、必要に応じて修繕、改修が行われているが、施設が遊水地に含まれることから、今後、施設の運営について、国、県等の協議を早めに行う必要がある。				○
	五木村		特になし				
	山江村	全課	工事請負・業務委託について ○業務委託契約に係る収入印紙の貼付（貼付されていない。） ○書類が煩雑な部署が見受けられた。	○			
磨	球磨村	総務課	①使用料の滞納繰越については、調定の計上を適正に行うこと。 ②公有財産については、売り払い及び取得単価の基準を明確にすること。		○		
		復興推進課	①ふるさと納税については、特色ある返礼品を開発し、寄付の確保に努めること。 ②空き家対策や仮設住宅の今後の取り扱いを含め、人口対策について検討すること。				○
		税務住民課	居住実態と住民基本台帳が合わない人が多く存在するので転出届等の手続が必要な人の把握と実態に応じた手続を検討すること。				○
		保健福祉課	①住民健診に伴う施設の確保に努め、住民の健康管理を推進すること。 ②専門職の各種資格取得を公費で支出する場合には慎重に行うこと		○		
		産業振興課	①農業委員会で導入したタブレット端末の取り扱いについては、使用目的に沿って適正に使用するよう周知徹底すること。 ②各種交付金の交付については、適正な事務処理と効果の検証に努めること。		○		
		建設課	①入札で不調不落が続く場合、随意契約となることが多いが、財務規則に則って、理由や根拠を明確に示すこと。	○			
		教育委員会	郷土芸能については団体の継承が問題となっており、問題点を洗い出し、今後の活動について検討すること。				○
天草郡	苓北町		特になし				
指摘件数			99	14	35	1	49

(注) 定期監査の結果に関する報告（法第199条第9項）における監査指摘事項のうち、主なものについてその監査対象、指摘事項の内容、是正状況を回答。

17. 地方自治法第199条第10項の意見提出の事例

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

町村名	要 旨
<p>荅北町</p>	<p>【共通】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税外収入となる、「ふるさとづくり寄附金」については、全庁的な取り組みによる 金額のさらなる増に期待する。 ・脱炭素社会の実現に向けた取り組みに努められたい。 <p>【総務課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員のスキルアップのための研修環境の整備、働きやすい職場環境づくりに努められたい。 ・消防団員の確保に向けた取り組みを確認した。引き続き、団員確保に努められたい。 <p>【水道環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管特別会計におけるスムーズな公営企業会計への移行を望む。 ・水道法に基づく水質検査が定期的に行われている。検査のための水道水の採水にあたっては、不純物や最近が混入しないよう細心の注意を払われたい。また、引き続き水質の安全性の確保に努め、安全かつ清浄な飲料水の供給に努められたい。

18. 行政監査（地方自治法第199条第2項）の事例
 （令和5年4月1日～令和6年3月31日）

町村名	回数	所要日数	監査対象	理由
和水町	1回	10日	<ul style="list-style-type: none"> 各課等における事務 人員配置 職員年次休暇取得状況及び時間外勤務状況 	事務処理の手続きが法令に基づいて適正に処理されているか、また効率的に行われているか確認する。
御船町	1回	11日	<ul style="list-style-type: none"> 事務事業の執行状況 職員の勤務状況 	行政に関する事務の執行状況並びに事務の管理が、計画的に適正かつ合理的、効率的に行われているか確認する必要があるため。
益城町	1回	9日	<ul style="list-style-type: none"> 組織体制及び事務分掌 職員年次有給休暇等取得状況及び臨時職員雇用状況 	監査計画により定期監査と同時に行うとしている。
氷川町	1回	6日	<ul style="list-style-type: none"> 各課の職員の配置、事務分担 時間外勤務命令書及び勤務実績報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 定期監査を同時に行っている 職員の勤務状況の把握のため

19. 特別監査の事例（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

◎住民監査請求（法242）

町 村 名	件 数	所要日数	内 容	結 果
小 国 町	1	4	可決された補正予算について、予算執行は不適切で、町民の不利益になるとして措置を求めるもの。	棄 却
南 阿 蘇 村	1	4	有機肥料生産センターの業務委託契約について	棄 却

◎職員の賠償責任による（法243の2③等）、◎議会の要求による監査（法98②）、
◎直接請求監査（法75）、◎指定金融機関等監査（法235の2②等）、
◎長の要求による監査（法199⑥）は事例なし。

20. 金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況

郡名	町村名	指 定			未指定	未指定町村の収納事務取扱金融機関				
		銀行	農協	指定年月日		銀行	農協	信用金庫	信用組合	労働金庫
下城益郡	美里町		○	H16.11.1						
玉名郡	玉東町				○	○	○			
	和水町	○		H18.3.1						
	南関町	○		S58.4.1						
	長洲町	○		H12.4.1						
菊池郡	大津町	○		S60.6.1						
	菊陽町	○		S59.4.1						
阿蘇郡	南小国町	○		H10.4.1						
	小国町	○		H20.9.1						
	産山村				○	○	○			
	高森町	○		H13.4.1						
	南阿蘇村	○		H17.2.17						
	西原村	○		H14.4.1						
上益城郡	御船町	○		H13.4.1						
	嘉島町				○	○	○		○	
	益城町	○		H6.4.1						
	甲佐町	○		H28.4.1						
	山都町	○		H17.2.11						
八代郡	氷川町	○		H28.10.1						
葦北郡	芦北町		○	H17.1.1						
	津奈木町				○	○	○			
球磨郡	錦町		○	H18.7.1						
	あさぎり町		○	H16.4.1						
	多良木町	○		H7.4.1						
	湯前町				○	○		○	○	
	水上村				○	○		○		
	相良村	○		H23.4.1						
	五木村	○		H21.1.6						
	山江村	○		H19.10.1						
球磨村				○	○					
天草郡	苓北町		○	H9.10.1						
合 計		19	5		7	7	7	2	2	2

※「ゆうちょ銀行」（旧日本郵政公社）は、銀行に含めている。

20. 金融機関の指定及び収納事務取扱金融機関等の状況

○指定金融機関を指定している町村の指定代理金融機関、収納代理金融機関

郡名	町村名	指定代理金融機関		収 納 代 理 金 融 機 関				
		銀行	農協	銀行	農協	信用金庫	信用組合	労働金庫
下城益郡	美里町			○				
玉名郡	玉東町							
	和水町			○	○			
	南関町			○	○			
	長洲町			○	○	○		
菊池郡	大津町	○		○	○	○	○	
	菊陽町	○		○	○	○	○	
阿蘇郡	南小国町	○		○	○			
	小国町			○	○			
	産山村							
	高森町			○	○		○	
	南阿蘇村	○		○	○		○	
	西原村			○	○	○		○
上益城郡	御船町	○		○	○	○		
	嘉島町							
	益城町	○		○	○	○		
	甲佐町			○	○	○		
	山都町	○		○	○		○	
八代郡	氷川町			○	○		○	○
葦北郡	芦北町			○		○		○
	津奈木町							
球磨郡	錦町			○		○	○	○
	あさぎり町			○			○	○
	多良木町			○	○		○	
	湯前町							
	水上村							
	相良村	○		○	○	○		○
	五木村	○		○	○	○		
	山江村	○		○	○			○
球磨村								
天草郡	苓北町			○		○	○	
合 計		10	0	24	19	12	10	7

21. 例月出納検査に関する調

郡名	町村名	実施日 原則として 毎月○日	現金保管の状況は 何日現在で検査				普通預金の残高 の確認			「検査の結果に関する報告」 議会への報告方法（複数回答）			
			検査日 の前日	前月の 末日	検査日の ○日前	その他	残高証明書 で確認	必要な都度 証明書 で確認	通帳残高で 確認	文書の のみ	識見委員が 文書と併せ て口頭で	議選委員が 文書と併せ て口頭で	その他
下 益 城 郡	美里町	下旬		○			○					○	
玉 名 郡	玉東町	10		○			○				○		
	和水町	15	○				○				○		
	南関町	15		○			○				○		
	長洲町	10		○			○				○		
菊 池 郡	大津町	20～末日		○			○				○		
	菊陽町	15～25		○			○				○		
阿 蘇 郡	南小国町	15		○					○		○		
	小国町	15		○			○				○		
	産山村	20～25		○			○				○	○	
	高森町	22		○			○					○	
	南阿蘇村	22		○					○		○		
	西原村	10				検査日 当日 8:20～	○				○		
上 益 城 郡	御船町	15～20		○			○				○		
	嘉島町	15～20	○						○		○		
	益城町	20～25	○				○				○		

21. 例月出納検査に関する調

郡名	町村名	実施日 原則として 毎月○日	現金保管の状況は 何日現在で検査				普通預金の残高 の確認			「検査の結果に関する報告」 議会への報告方法（複数回答）			
			検査日 の前日	前月の 末日	検査日 の○日前	その他	残高証明書 で確認	必要な都度 証明書 で確認	通帳残高で 確認	文書 のみ	識見委員が 文書と併せ て口頭で	議選委員が 文書と併せ て口頭で	その他
上益城郡	甲佐町	16・17	○				○		○				
	山都町	15～22		○					○	○			
八代郡	氷川町	20		○			○			○			
葦北郡	芦北町	5～10		○			○			○			
	津奈木町	12	○						○	○			
球磨郡	錦町	11		○			○			○			
	あさぎり町	10～20		○			○			○			
	多良木町	20		○			○			○			
	湯前町	12	○				○			○			
	水上村	5	○				○			○			
	相良村	10～15		○			○			○			
	五木村	20～25		○			○				○		
	山江村	15	○				○			○	○		
	球磨村	15	○						○		○		
天草郡	苓北町	21		○			○			○			
合計			9	21	0	1	24	1	6	27	1	5	0

22. 外部監査に関する調

外部監査に係る条例を制定している町村はない。

23. 令和5年度先進地調査の実施状況

郡・町村名	調査地	時期	所要日数	主なる研修項目
苓北町	熊本県芦北町	6年2月	1泊2日	公営企業監査（出納検査、決算審査、定期監査）について

24. 監査手続に関する調（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

①学識経験者等からの意見聴取（法第199条第8項）事例

町村名	意見聴取の実績			
	意見聴取者（肩書）	回数	日数	内容
小国町	弁護士	3	3	手続きの進め方や判断について相談

②住民監査請求における陳述の聴取を行う場合の立会い（法第242条第7項）事例

（なし）

25. 監査専門委員に関する調（法200条の2）

監査専門委員を設置している町村はない。

26. 内部統制に関する調（法150条の2）

内部統制を導入している町村はない。

27. 議会による権利放棄に関する調（法242条の10）

町村名	内容
	該当町村なし

28. 免責条例の制定・改廃に係る意見聴取に関する調

町 村 名	意 見
大 津 町	条例案の内容については、関係法令の制度趣旨目的に沿ったものであり、損害賠償に係る責任負担限度額も政令に定める参酌基準を適用しており、条例案は適正であると認める。
益 城 町	条例案の内容については、関係法令の制度趣旨目的に沿ったものであり、損害賠償に係る責任負担限度額も政令に定める参酌基準を適用しており、妥当である。
湯 前 町	異議なし

29. 監査等のデジタル化に関する調

町 村 名	タブレット端末による ペーパーレス化	監査等のオンライン開催	そ の 他
美 里 町	○	—	
大 津 町	○	—	
南小国町	○	—	
南阿蘇村	○	—	
西 原 村	○	—	
御 船 町	○	—	
山 都 町	○	○	各種監査において、事前提出書類などの監査に必要な書類をデータ化してタブレット端末を活用している。 また、例月検査の講評や監査時のヒアリングをオンラインで実施している。
氷 川 町	○	—	
あさぎり町	○	—	
多良木町	○	—	
苓 北 町	—	—	例月現金出納検査は、資料をPDFファイルで提出してもらい、パソコンを用いて検査を行っている。

